

283
別庫
32

山形高等學校一覽

自大正十四年四月
至大正十五年三月



始

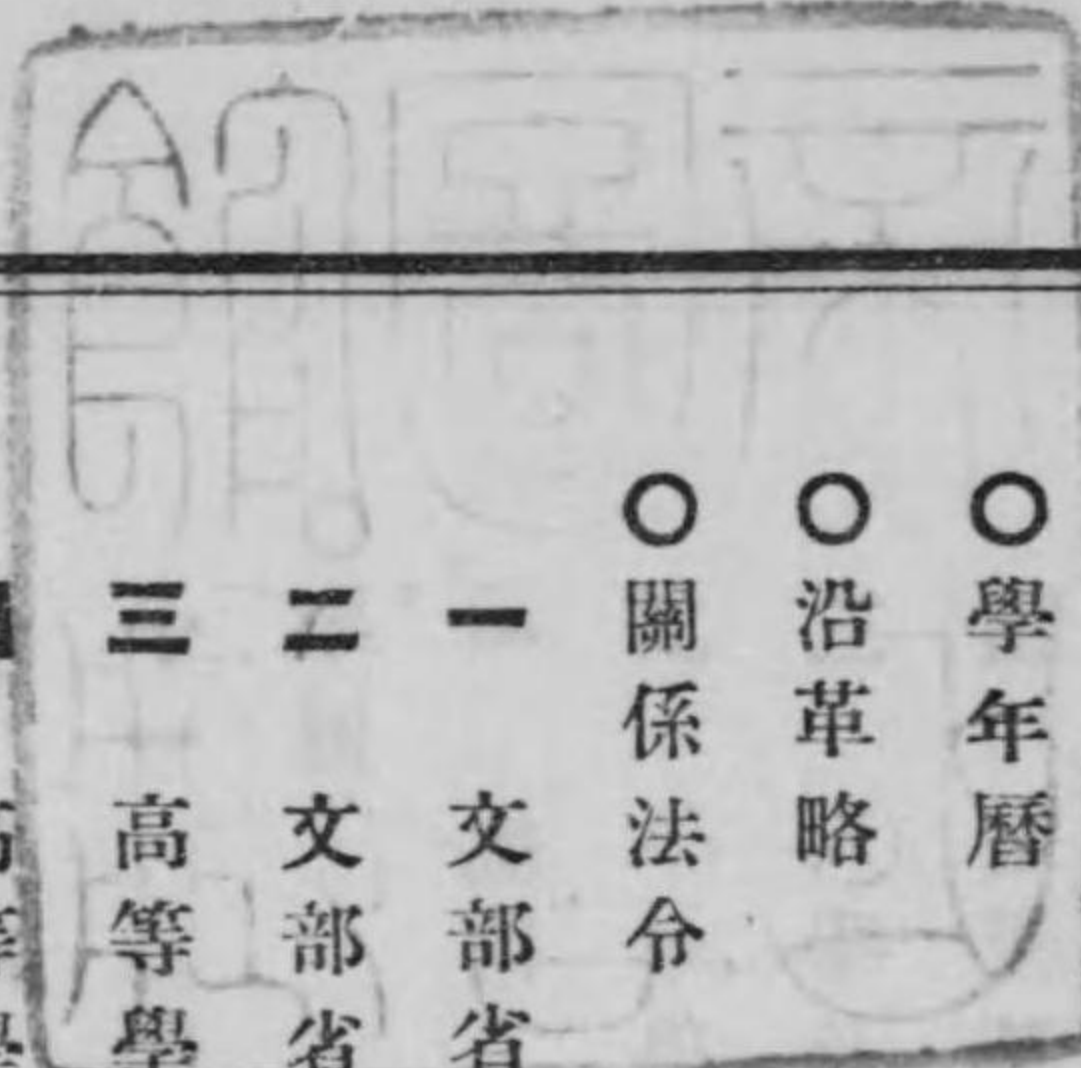


山形高等學校一覽

自大正十四年三月

目次

○學年曆	一丁
○沿革略	三丁
○關係法令	九丁
一 文部省直轄諸學校官制(抄)	一丁
二 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)	四丁
三 高等學校令	八丁
四 高等學校規程	三丁
五 高等學校高等科入學資格試驗規程	三六丁
六 官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程	三八丁
七 文部省直轄學校外國人特別入學規程	四一丁



八	文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用ノ件	四二丁
九	外國人及殖民地人學生ニ關スル件	四二丁
十	文部省直轄諸學校生徒入學試驗無效ニ關スル件	四四丁
十一	高等學校高等科學力檢定規程	四四丁
○學則		
一	總則	四六丁
二	學年、學期、式日及休業日	四六丁
三	入學及在學	四七丁
四	進級及卒業	四九丁
五	休學	五一丁
六	退學及除名	五二丁
七	懲戒	五三丁

八	授業料	五三丁
九	學寮	五四丁
○生徒心得綱領		
○細則		
一	生徒心得細則	五八丁
二	擔任教官規程	六〇丁
三	正副級長規程	六一丁
四	遲刻、缺課、缺席規程	六一丁
五	生徒集會規程	六三丁
六	通學生規程	六三丁
七	服裝規程	六四丁
八	學業成績考查細則	六九丁
九	圖書閱覽室規則	七四丁

- 學科主任規程 七七丁
- 評議員規程 七八丁
- 校務分掌規程 七九丁
- 職員 八七丁
- 生徒 九七丁
- 一 出身學校府縣別表
- 二 本籍府縣別表
- 卒業生 一二三丁
- 敷地及建物 一四四丁
- 一四九丁

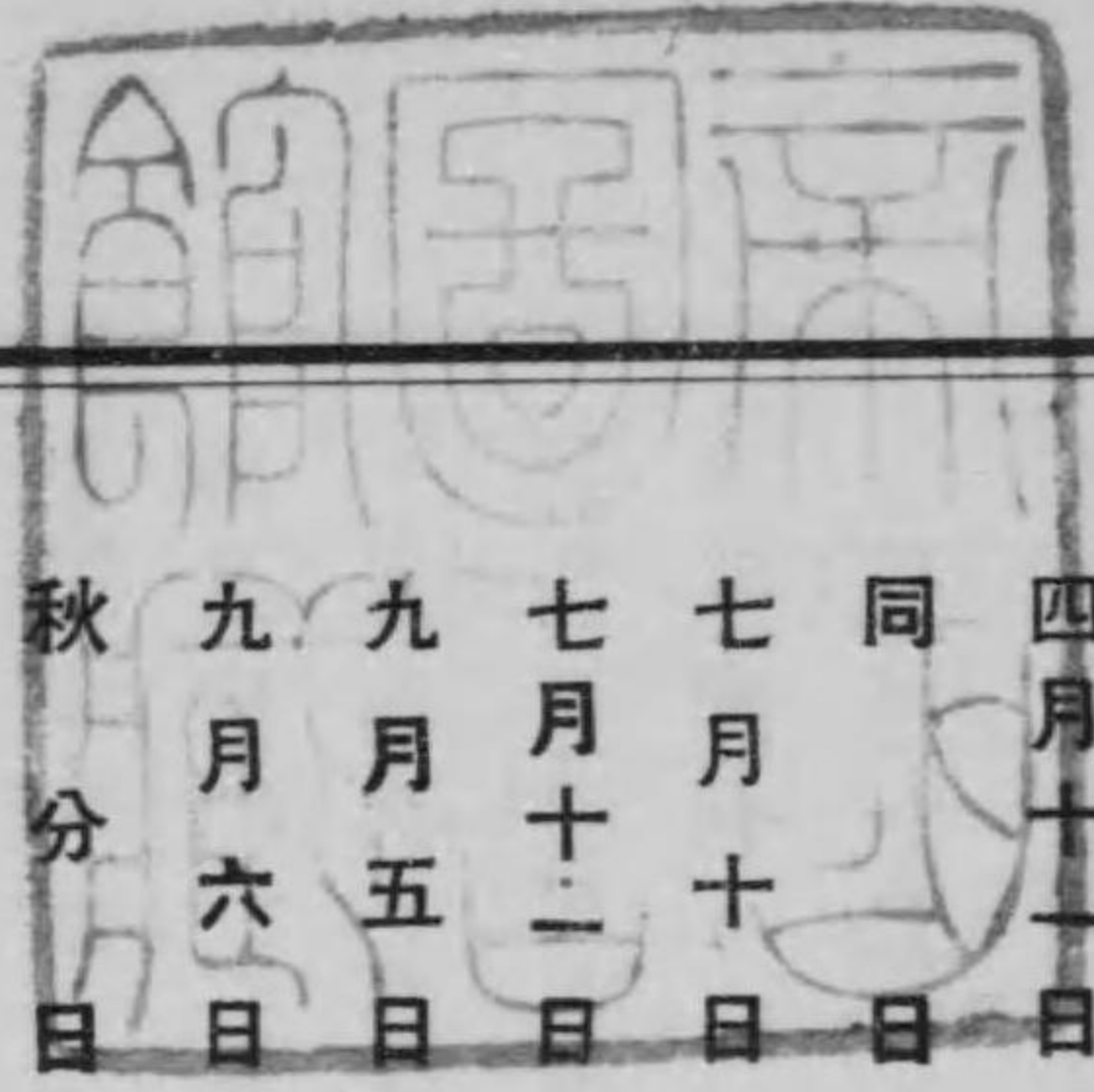
附錄

山形高等學校々友會規則
 山形高等學校々友會役員氏名表

○ 學 年 歷

自大正十四年三月至大正十五年四月

大正十四年



四月十一日	入學式
同 日	第一學期授業始
七月十日	第一學期授業終
七月十一日	夏期休業始
九月五日	夏期休業終
九月六日	第二學期授業始
秋分日	休業(秋季皇靈祭)
十月五日	休業(創立記念日)
十月十七日	休業(神嘗祭)
十月三十一日	天長節祝日拜賀式

十一月廿三日	休業(新嘗祭)
十二月廿四日	第二學期授業終
十二月廿五日	冬期休業始
大正十五年	
一月一日	新年拜賀式
一月十日	冬期休業終
一月十一日	第三學期授業始
二月十一日	紀元節拜賀式
三月十五日	第三學期授業終
三月十六日	春期休業始

○沿革略

大正七年政府ニ於テ高等學校増設ノ計畫セララル、ヤ山形縣ハ敷地及創設費ヲ寄附シ以テ高等學校ノ設置セラレンコトヲ請願セシニ政府之レヲ納レテ本校ノ設置ヲ見ルニ至レリ、其ノ沿革大略左ノ如シ。

大正九年
 四月十七日 勅令第百十號ニヨリ、本校ヲ設置セラレ、又勅令第百十一號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル。
 四月十九日 第六高等學校教授三輪田輪三山形高等學校長ニ任セララル。
 四月二十日 文部省ニ於テ事務ヲ開始ス。
 六月一日 事務所ヲ縣立山形中學校内ニ移ス。
 八月二日 生徒二百名ノ入學ヲ許可ス。
 九月四日 縣立山形中學校々舎ヲ使用シテ授業ヲ開始ス。

九月 大日本武徳會山形縣支部ノ建物及莊内館ヲ代用シテ假學寮ヲ開ク。

十月五日 南村山郡ノ本校々地ニ於テ創立祝賀會ヲ催シ文部大臣代理松浦専門學務局長臨席セラル。

十月十五日 教育ニ關スル勅語謄本ヲ、同月二十一日 御眞影ヲ拜載ス。
大正十年

一月八日 南村山郡東澤村新築校舍ニ移轉ス。

一月二十一日 文部省告示第十八號ヲ以テ山形中學校内ノ假事務所ヲ南村山郡東澤村へ移轉ノ件公布セラル。

三月三十一日 勅令第五十號ヲ以テ職員ノ定員ヲ改正セラル。

四月一日 ヨリ學年ヲ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ト改ム。

四月二日 生徒百八十六名ノ入學ヲ許可ス。

十月二十二日 本校寄宿舎一部落成ニ付生徒百四名ノ入寮ヲ許可ス。

大正十一年

四月二日 生徒百九十二名ノ入學ヲ許可ス。

四月十七日 勅令第二百四號ヲ以テ職員ノ定員ヲ改正セラル。

大正十二年

三月九日 第一回卒業生百四十六名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 生徒百七十五名ノ入學ヲ許可ス。

大正十三年

三月十日 第二回卒業生百六十三名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 生徒百七十九名ノ入學ヲ許可ス。

五月十七日 落成式ヲ舉行シ文部大臣代理トシテ赤間書記官臨場セラ
ル。

大正十四年

三月三十一日 第三回卒業生百五十名ニ卒業證書ヲ授與ス。

四月一日 生徒百九十二名ノ入學ヲ許可ス。
同日 勅令第八十一號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令ニ改正ヲ加
へ本校助教授定員四人ニ減員セラル。

○關係法令

一文部省直轄諸學校官制(抄) 明治二十六年 勅令第八十六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

* * * * *
山形高等學校(大正九年 勅令第一百十號改正)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教授

生徒監(明治四十年 勅令第二百四十六號追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス(明治三十二年勅令第百十七號改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル(明治三十二年勅令第百十七號同四十年勅令第百四十六號改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス(明治四十年勅令第百四十六號改正)生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス(明治三十六年勅令第百三十號同四十年勅令第百四十六號改正)

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得
二文部省直轄諸學校職員定員令(抄)(明治三十五年勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

山形高等學校	校長	教授	助教授	書記
	一	三〇	四	六

(大正九年勅令第百十一號追加)
(大正十年勅令第百五十一號改正)
(大正十一年勅令第百四十四號改正)
(大正十四年勅令第百八十一號改正)

三 高等學校令(大正七年十二月勅令第百八十九號)

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

第二條 高等學校ハ官立公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ設クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百

人以内トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ據ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 高等學校規程 大正八年 文部省令第八號

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、圖畫、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學 科 目	年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一
國語及漢文	八	八	六	六
外國語	六	七	七	七
歷史	三	三	三	三
地理	三	三	三	三
數學	四	四	五	四
博物	二	二	二	二
物理及化學	一	一	二	四
圖畫	一	一	一	一

唱歌	一	一		
體操	五	五	五	五
計	三一	三三	三三	三三

體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス

第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概說、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家社會家族ニ對スル責務竝人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智徳ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス
國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世近古及中古ノ國文ヲ授ケ進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ
理科ニ在リテハ近世及近古ノ國文竝普通ノ漢文ヲ授ケ作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハ

スノ能力ヲ得シメ兼テ智徳ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音綴字讀方譯解話方作文書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歴史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰文化ノ發達ヲ理會セシメ特ニ我國運發展ノ由來國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史東洋歴史及西洋歴史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟等ニ關スル地理上ノ知識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛練セシム

ルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學諸論ノ大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、立體、幾何、三角法、初等解析幾何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理、化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス
物理ハ力學、物性、音響、熱、光、磁氣、電氣ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學、及有機化學ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態、生理、分類、進化ニ關スル知識ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ク又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且事由ニ畫クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ
 第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ、動作ヲ敏活ナラシメ、剛健ノ精神ト規律ヲ守リ、協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
 體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ、又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得
 第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	六	五	五
第一外國語	九	八	八
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	三	五	四
地理	二		

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス
 但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此
 ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授
 時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科	第一學年	第二學年	第三學年
哲學概說			三
心理及論理		二	二
法制及經濟		二	二
數學	三		
自然科學	二	三	
體操	三	三	三
計	(三九)	(三九)	(三八)

第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三三)	(三三)	(三〇)
第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得 第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ			
學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	一
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	(二)四
物理		三	講義三 實驗二 五

化學		三	
植物及動物	二	二	講義三 實驗二 四
礦物及地質	二		
心理		二	
法制及經濟	二		
圖畫	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(三三)	(三三)	(三三)
第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義二實驗二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス 第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授			

時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科 目	年	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語		一〇	九	九
第二外國語		(三)	(三)	(三)
計		(三〇)	(三一)	(三一)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、礦物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機

械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十三條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ要セス

第二章 學年、教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月

一日ヨリ翌年八月三十一日マテト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上、高等科ニ在リテハ每學年二百日以上、專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試験及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テハ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外、文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數竝專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、機械室、標本室等ヲ備フヘシ

校舍ハ教授上、管理上及衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、機械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 學則、日課表及教科用圖書配當表

二 職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表

三 生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶

豫ニ關スル書類

四 試驗ノ問題、答案及成績表

五 資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿、及圖書、機械、器具、標本、模型ノ目錄

生徒學籍簿ニハ生徒ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試驗ノ有無、轉學退學ノ事

由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一 名稱

二 高等學校令第七條ノ事項

三 學則

四 各科ノ生徒定數

五 位置及校地

六 校舍ノ圖面及建設ノ設計

七 開校ノ期日

八 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル

圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
 第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒

第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、日本歴史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ試験ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數尋常科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ尋常小學校卒業ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選抜スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校ノ尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一 他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

- 二 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 三 専門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ一般ノ専門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 前項ノ資格試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル試験ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ無試験檢定ヲ行ヒテ入學者ヲ定ムルコトヲ得
- 第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ體格検査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ

限ニ在ラス

- 第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ
- 前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ
- 第四十七條 高等學校生徒ニシテ退學シタル者退學シタル時ヨリ一年以内ニ於テ高等學校ニ入學ヲ志願シタル時ハ同一學年以下ノ學年ニ限り入學ヲ許可スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ其ノ退學シタル高等學校ニ再入學ヲ志願シタル者ニ限り試験ニ依ラサルコトヲ得
- 第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ理由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ

許可スヘシ

第五十四條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

第八章 雜則

第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 二 學科課程、教授時數ニ關スル事項
- 三 課程ノ終了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四 生徒ノ入學、退學懲戒ニ關スル事項
- 五 授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

五高等學校高等科入學資格試驗規程

大正八年
文部省令第九號

第一條 高等學校規程第四十三條ノ高等學校高等科入學資格試驗ヲ受

ケントスル者ハ年齡滿十六年以上ノ男子ニシテ身體健全、品行方正且

現ニ中學校ニ在學セサル者タルヘシ

第二條 高等學校高等科入學資格試驗ハ文部大臣ノ指定シタル中學校

ニ於テ便宜之ヲ行フ

第三條 試驗ハ中學校第四學年マテノ必須各學科目ニ就キ第四學年修

了ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四條 中學校ニ於テハ高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者

ニ合格證書ヲ交付スヘシ

第五條 高等學校高等科入學資格試驗ノ問題、答案及成績表ハ五年以上

保存スヘシ

第六條 中學校ニ於テハ本令ノ試驗ニ付試驗手数料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六官立高等學校高等科入學者選拔試験規程 大正八年四月
文部省令第十四號

第一條 入學志願者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキハ選拔試験ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數選拔試験ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ其ノ都度文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試験ノ學科目ハ中學校第四學年マテノ必修學科目中ニ就キ之ヲ選定ス但シ外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中本人ヲシテ其ノ一ヲ選ハシム

前項ノ試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依ル

第四條 選拔試験ハ各高等學校同時ニ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

文科丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

理科甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選拔試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上同一科内ノ類

ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順

位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類

ニ限リ佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル

第六條 入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

- 四〇
- 一 各高等學校ニ於テ各科毎ニ其ノ科ニ入學セシムヘキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試験ノ成績順ニ依リ選出ス
 - 二 前號ノ場合ニ於テ試験成績相等シキトキハ抽籤ニ依ル
 - 三 前二號ニ依リ選出セル人員ニ就キ試験ノ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス
 - 四 前號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類既ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニ配當ス
 - 五 本人ノ指定スル類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス
- 前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得サリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 文部省直轄學校外國人特別入學規程

明治三十四年
文部省令第十五號

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若クハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若クハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書

ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規程ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

八文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用ノ件

明治四十四年四月
文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

九外國人及殖民地人學生ニ關スル件(大正十年五月九日
發專六六號通牒)

從來外國人ニシテ大學及其豫科、高等師範學校、女子高等師範學校、專門學

校又ハ高等學校ニ入學シ得ヘキ規定上ノ資格(中學校又ハ高等女學校卒業、中學校第四學年修了若ハ之ト同等ノ學力アリト檢定セラレタル者等)ヲ有セサル者此等ノ學校ニ入學セントスル場合ニ於テハ之ヲ別科、選科等所謂特科生トシテ入學セシムル例ナルモ外國人ニ關シテハ多少ノ特例ヲ設クル必要アリト考ヘラル、ヲ以テ今後ハ各學校ニ於テ其ノ入學資格ニ相當スル試験(例ヘハ中學校卒業ヲ入學資格トスル學校ニ於テハ中學校卒業程度ノ試験ヲ行フカ如キ)ヲ行ヒ其ノ成績優良ナル合格者ハ之ヲ正科生トシテ入學セシメ差支ナキコトニ省議決定シタルニ依リ御承知相成度

從來支那政府ノ委託ニ依リ東京高等師範學校、第一高等學校、東京高等工業學校、山口高等商業學校及千葉醫學專門學校ニ於テ收容セル留學生ニ就テハ從前ノ通取扱フモノト御承知相成度尙朝鮮人及臺灣人ニ關シテハ當分ノ内本文外國人ト同様ニ取扱フモノトス

十文部省直轄諸學校生徒入學試驗無效ニ關スル件明治三十八年十月
文部省令第十八號
文部省直轄諸學校生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無效トス

十一高等學校高等科學力檢定規程大正十年十一月
文部大臣訓令

第一條 高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス

試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試驗ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ
高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗

ヲ行フヘシ

第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ(左式略)

○學則

總則

第一條 本校ノ學科ハ高等學校高等科文科及理科トシ其ノ學科課程及教授時數ハ大正八年文部省令第八號ニ據ル

第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨語トス

學年、學期、式日及休業日

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ヲ分チテ三學期トナス即チ左ノ如シ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マテ

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日マテ

第五條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニハ祝賀ノ式ヲ行フ

第六條 休業日左ノ如シ

日曜日

大祭日祝日

開校記念日 十月五日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月五日マテ

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月十日マテ

春季休業 三月十六日ヨリ四月十日マテ

入學及在學

第七條 入學ノ期ハ每學年ノ始トス

第八條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且體格
検査ヲ受ケテ之ニ合格シタル者タルヘシ

一 中學校第四學年ヲ修了シタル者

二 高等學校尋常科ヲ修了シタル者

- 三 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 四 専門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 五 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 六 文部大臣ニ於テ一般ノ専門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 第九條 入學ヲ志願スル者ハ入學志願者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添へ本校ニ差出スヘシ
- 第十條 入學檢定料ハ金五圓トス
- 第十一條 入學志願者ノ數募集人員ニ超過シタル時ハ大正八年四月文部省令第十四號ニ依リ選抜試験ヲ行フ
- 第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日內ニ入學料金參圓ヲ添へ履歷調書、戶籍謄本及在學證書(保證人ノ連署ヲ要ス書式第一號)ヲ差出スヘシ

第十三條 一旦納付シタル檢定料及入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ返付セス

第十四條 保證人ハ父兄又ハ父兄ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキ者タルヘシ

第十五條 保證人住所ヲ變更シ或ハ改印スル等ノコトアルトキハ速ニ届出ツヘシ

第十六條 保證人死亡若ハ其ノ他ノ事由ニヨリテ保證人タル資格ヲ失フトキハ他人ヲ以テ之ニ代へ更ニ在學證書ヲ差出スヘシ

第十七條 退學セシ者一ケ年以內ニ復校ヲ願出ツル時ハ詮議ノ上許可スル事アルヘシ

第十八條 本校生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ノ入學試験ヲ受クルコトヲ得ス

進級及卒業

第十九條 各學年末ニ於テ生徒ノ學年成績ヲ考查シテ進級及卒業ヲ定ム

第二十條 學年成績ハ學業成績、操行及勤惰ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十一條 學業成績ハ平素ノ學業及試験ノ成績ニ依リテ之ヲ定ム

第二十二條 試験ハ臨時及定期ニ之ヲ施行ス

臨時試験ハ必要ニ應シ隨時之ヲ行ヒ定期試験ハ每學期末ニ於テ之ヲ行フ

第二十三條 定期試験ハ其ノ學期間ニ履修シタル課業ニ就キ之ヲ行フ但シ必要ト認メタルトキハ當該學期前ニ履修セル部分ニモ亘ルコトアルヘシ

第二十四條 學業成績ノ考查ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 學年成績ノ考查ニ依リ原級ニ留メタル者ニハ次學年ノ初ヨリ當該學級ノ全學科ヲ再修セシム

第二十六條 卒業成績ハ三學年間ノ學年成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十七條 所定ノ課程ヲ履修シテ卒業セル者ニハ卒業證書(書式第二號)ヲ授與ス

休學

第二十八條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニヨリ三ヶ月以上修學シ得サル見込ノ者ニハ願ニ依リ其ノ學年間休學ヲ許可スル事アルヘシ

第二十九條 休學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ其ノ原級ノ課程ヲ修ムヘシ但シ兵役ニ服スル爲休學ノ許可ヲ得タル者ハ除隊後直ニ原級ニ復スルモノトス

第三十一條 休學ノ事由止ミタルトキハ許可ヲ得テ課業ニ就クコトヲ得

第三十二條 休學ハ同一學級ニ在ル間ハ一回ニ限ル但シ兵役ニ服スル爲休學シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

退學及除名

第三十三條 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除名ス

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一ケ年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラサル者
- 六 二學年ヲ超ユルモ猶同級ニ止マル者但シ兵役ニ服シタル期間ハ之ヲ算入セス

七 授業料又ハ寮費ノ怠納十四日ニ及フ者

懲戒

第三十五條 生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ之ヲ懲戒ニ處ス

第三十六條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭停學及放校ノ三トス

授業料

第三十七條 授業料ハ一學年金六拾五圓トス但シ大正十一、十二、十三年ノ入學者ニ在リテハ金五拾圓、全九、十年ノ入學者ニ在リテハ金四拾圓トス

授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム其ノ分納額及納付定日左ノ如シ

(大正十四年以降入學者) (大正十一、十二年入學者) (大正九、十年入學者) (納付定日)

第一學期	金貳拾圓	金貳拾圓	金拾五圓	四月二十五日ヨリ 全月二十九日マテ
第二學期	金貳拾五圓	金拾五圓	金拾五圓	九月二十五日ヨリ 全月二十九日マテ
第三學期	金貳拾圓	金拾五圓	金拾圓	一月二十五日ヨリ 全月二十九日マテ

第三十八條ノ一 授業料ハ缺席停學休學等ノ爲之ヲ免除スル事ナシ但シ兵役ニ服スル爲休學スル者ニハ次期以降ノ分納額ヲ免除ス

第三十八條ノ二 授業料ハ學年ノ中途ニテ復校ヲ許可セラレタル者ニハ其ノ學期分ヨリ之ヲ徴收シ各學期開始後退學スル者ニハ其ノ學期分ヲ徴收ス

第三十九條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス

第四十條 授業料ノ怠納五日以上ニ及フ者ハ其ノ登校ヲ差止ム

學 寮

第四十一條 新ニ入學スル生徒ハ凡テ學寮ニ入り本校教育ノ旨趣ニ基キ協同生活ノ訓練ヲ受クルモノトス但シ本校ノ都合又ハ生徒願出ノ事情ニ依リ通學セシムルコトアルヘシ

第四十二條 生徒ハ入寮ノ際在寮誓書ヲ差出スヘシ(書式第三號)

第四十三條 生徒ハ猥リニ退寮スルコトヲ許サス

第四十四條 生徒ノ規約ハ凡テ生徒課長ヲ經テ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十五條 寮費(壹圓五拾錢)ハ毎月一日ヨリ七日マテニ(學期始ノ月ハ授業開始ノ日ヨリ七日以内)之レヲ納付スヘシ怠納五日以上ニ及フ者ハ其ノ登校ヲ差止ム但シ在寮一ヶ月ニ滿タサルモ之ヲ減額セス
食費ハ毎月十六日ヨリ其月末日(學期末ノ月ハ退寮ノ日)マテニ支拂フモノトス猥ニ之ヲ支拂ハサルモノハ其ノ登校ヲ差止ム

第四十六條 寮生課程各室人員配當ハ生徒監之ヲ定ム

第四十七條 寮生ヲシテ委員若干名ヲ公選セシメ生徒監ノ指導ヲ受ケ寮内ノ事務ヲ分掌シ風紀整頓衛生炊事上ニ關スル責ヲ負ハシム
委員ノ互選ニ依リ總代若干名ヲ定メ寮生ヲ代表シ事教ヲ統理セシム
各委員ノ任期ハ一學期間トス

第四十八條 寮生ニシテ其ノ建物或ハ備付器具等ヲ破壊汚染シ若ハ亡

失シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

附則

本學則實施ニ必要ナル規定ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

(書式一、二、三號略)

本學則實施ニ必要ナル規定ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム
(書式一、二、三號略)

○生徒心得綱領

本校生徒タル者ハ左ノ綱領ヲ體得シ人格ノ向上ヲ圖リ國家有用ノ材タルコトヲ期スヘシ

- 一、自治自立ノ精神ヲ尚ヒ責任ヲ自覺スヘシ
- 一、純眞素朴ノ風ヲ重シ堅忍力行ヲ期スヘシ
- 一、自發創意ヲ旨トシ各其ノ長所ヲ達成スヘシ
- 一、信義友愛ノ情ヲ厚ウシ共同奉仕ノ實ヲ舉クヘシ

○細則

一 生徒心得細則

- 第一條 生徒ハ師長ニ對シテ敬禮ヲナスハ勿論生徒相互ニ敬意ヲ表スヘシ
- 第二條 生徒ハ其ノ體面ヲ汚損スルノ虞アル料理店其ノ他ノ場所ニ出入スヘカラス
- 第三條 生徒ハ教室ハ勿論其ノ他屋內指定ノ場所以外ニ於テ喫煙スヘカラス
- 第四條 本校ノ告示ハ揭示場ニ發表セル上ハ一般ニ知了セルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ之ニ注意スヘシ
- 第五條 生徒ハ登校ノ際制服制帽ヲ着用スヘシ但シ止ムヲ得ス和服ヲ着用スル場合ニハ豫メ其ノ旨生徒課ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

- 第六條 受持教官授業時刻ニ至ルモ出勤セサルトキハ教務課ニツキ其ノ指揮ヲ受クヘク決シテ隨意退散ス可カラス
- 第七條 生徒若シ本校所屬ノ建物器具等ヲ毀損若ハ汚染シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ辨償セシメ又ハ處分スルコトアルヘシ
- 第八條 近火其ノ他ノ異變アルトキハ直ニ登校シ本校職員ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第九條 生徒揭示ヲナサントスルトキハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ但シ校友會ニ關スルモノハ豫メ其ノ部々長ノ認承ヲ受クヘシ
- 第十條 生徒ノ差出ス願届書ハ凡テ擔任教官ノ認承ヲ受クヘシ但シ別ニ規定セラレタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 生徒及其ノ保證人ニシテ宿所ヲ移轉シ又ハ戶籍上變更ヲ生セシトキハ其ノ謄本ヲ添ヘ速ニ其ノ由届出ツヘシ
- 第十二條 生徒團體旅行ヲナサントスルトキハ代表者ヲ以テ豫メ其ノ

旨ヲ詳記シ關係教官ヲ經テ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
第十三條 生徒ハ凡テ本校校友會員タルヘキ義務アルモノトス

二 擔任教官規程

- 第一條 各學級ニ擔任教官一名ヲ置ク
第二條 擔任教官ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
第三條 擔任教官ノ任期ハ一學年間トス
第四條 擔任教官ハ當該學級生徒ノ學業、操行、勤惰及健康ニ留意シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ處理スルモノトス
第五條 擔任教官ハ當該學級生徒ヨリ差出スヘキ願届書ヲ審査スルモノトス
第六條 擔任教官ハ當該學級教室ノ秩序整頓ヲ圖ルモノトス

三 正副級長規程

- 第一條 正副級長ハ其ノ學級生徒ヲシテ候補者若干名ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ各一名擔任教官ノ推薦ニ依リ學校長之ヲ命ス但シ各科第一學年級ニ在リテハ第一學期ニ於テ臨時正副級長ヲ命シ第二學期ノ始ニ於テ選舉手續ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス
第二條 正副級長ノ任期ハ一學年間トス
第三條 正副級長ハ擔任教官ノ指導ニ從ヒ其ノ學級生徒ノ風紀ヲ肅シ學校ノ命令ヲ傳ヘ教室内ノ秩序清潔ヲ保ツヘシ
第四條 各正級長ハ文科理科毎ニ生徒總代各一名ヲ互選スヘシ
第五條 生徒總代ノ任期ハ一學年間トス

四 遲刻、缺課、缺席規程

- 第一條 課業ニ缺席又ハ遲刻スルトキハ生徒課備付ノ承認簿ニ其ノ理

由ヲ自署シ事故ノ起リシ日ヨリ五日以内(日曜祭日ヲ含ム)ニ生徒課ニ届出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

引續キ缺席シテ前項ノ手續ヲナス能ハサルトキハ事故ノ起リシ日ヨリ五日以内ニ書面ヲ以テ其ノ由届出ツヘク、疾病ニヨリ缺席七日以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第二條 授業第一時限ヨリ缺課シタルトキハ前條ノ手續ニヨリ生徒課ノ承認ヲ受クヘシ

一旦課業ニ就キタル後缺課セントスルトキハ承認簿ニ其ノ理由ヲ自署シ豫メ其ノ最初ノ學科受持教官ノ承認ヲ受クヘシ若シ急變ニ因リ之ヲナス能ハサルトキハ前條ノ手續ニヨリ届出ツヘシ

第三條 疾病ニヨリ試業、行軍等ニ缺課、缺席セントスルトキハ豫メ其ノ旨校醫ノ診断書ヲ添ヘテ届出ツヘシ

五 生徒集會規程

第一條 生徒五人以上ノ集會ヲ催サントスルトキハ豫メ擔任教官若クハ校友會部長ヲ經テ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

本校生徒以外ノ者ト共ニスル集會モ亦同シ

第二條 生徒ハ其ノ體面ヲ汚損スルノ虞アル場所ニ集會スヘカラス

第三條 集會ノ節本校教室ヲ使用セントスルトキハ教務課長ニ願出テ其ノ他ノ場所ヲ使用セントスルトキハ生徒課長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 定期ノ集會ヲ創設セントスル者ハ豫メ其ノ旨生徒課長ニ届出ツヘシ
之ヲ解散シタルトキ亦同シ

六 通學生規程

第一條 通學生徒ハ總テ每學年始業ノ日ヨリ三日以内ニ宿所届用紙ノ各項ニ記入シ擔任教官ノ承認ヲ經テ之ヲ生徒課ニ差出スヘシ
宿所ヲ變更スルトキハ其ノ決定ノ日ヨリ三日以内ニ前項ノ手續ヲナスヘシ

第二條 通學生徒ハ其ノ宿所不適當ト認メラルトキハ轉宿ヲ命セラ
ルルコトアルヘシ

七服裝規程

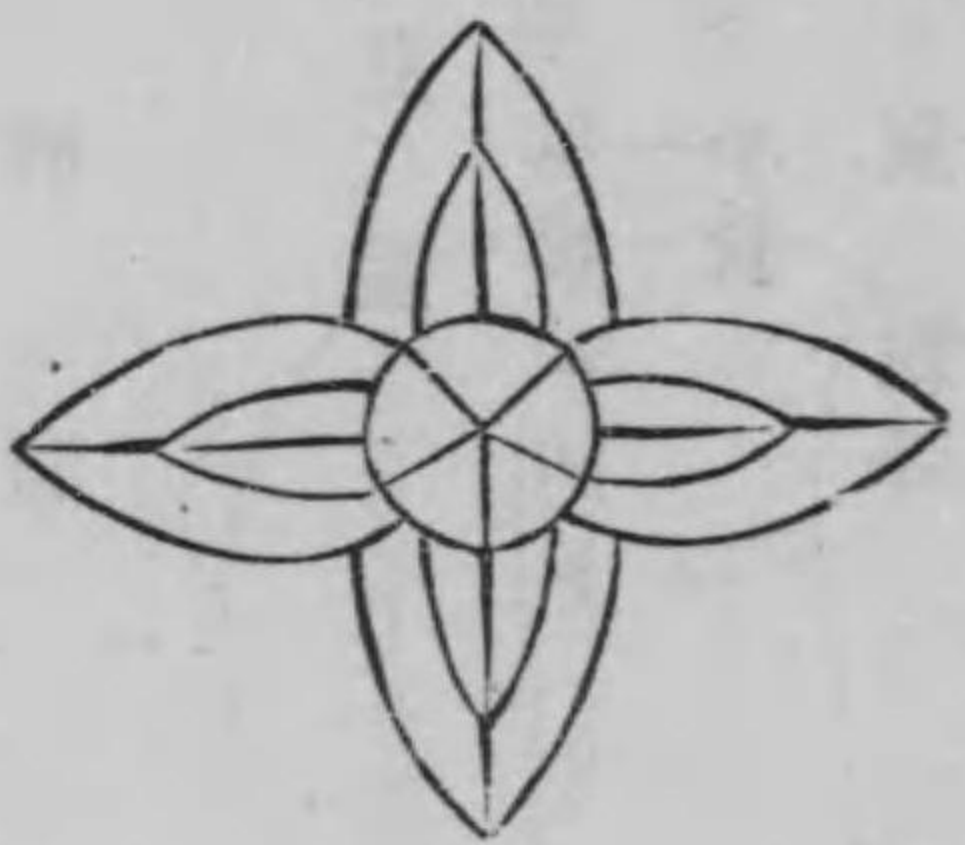
本校生徒ノ服制ハ左ノ如ク定ム

- 一、正帽
- 制式 海軍形
- 品質 羅紗
- 色 黒

前章 帽章(左圖ノ通)

横章 白線(幅二分)二條

帽章圖



二、略帽

制式 緣三寸高二寸五分

品質 麥藁

前章 正帽ニ同シ

横章 鉢卷焦茶色 布幅一寸五分 白線二條入

三、冬服

制式 立襟

品質 ヘル

色 濃紺

鈕釦 色黄 品質真鍮

襟章 同 同

本校ノ徽章ヲ附セルモノ

文科ハL 理科ハSノ「ローマンゴシック」

形文字ヲ左襟ニ附ス

四、夏服

制式 冬服ニ同シ

品質 小倉

色 鼠 霜降

鈕釦 冬服ニ同シ

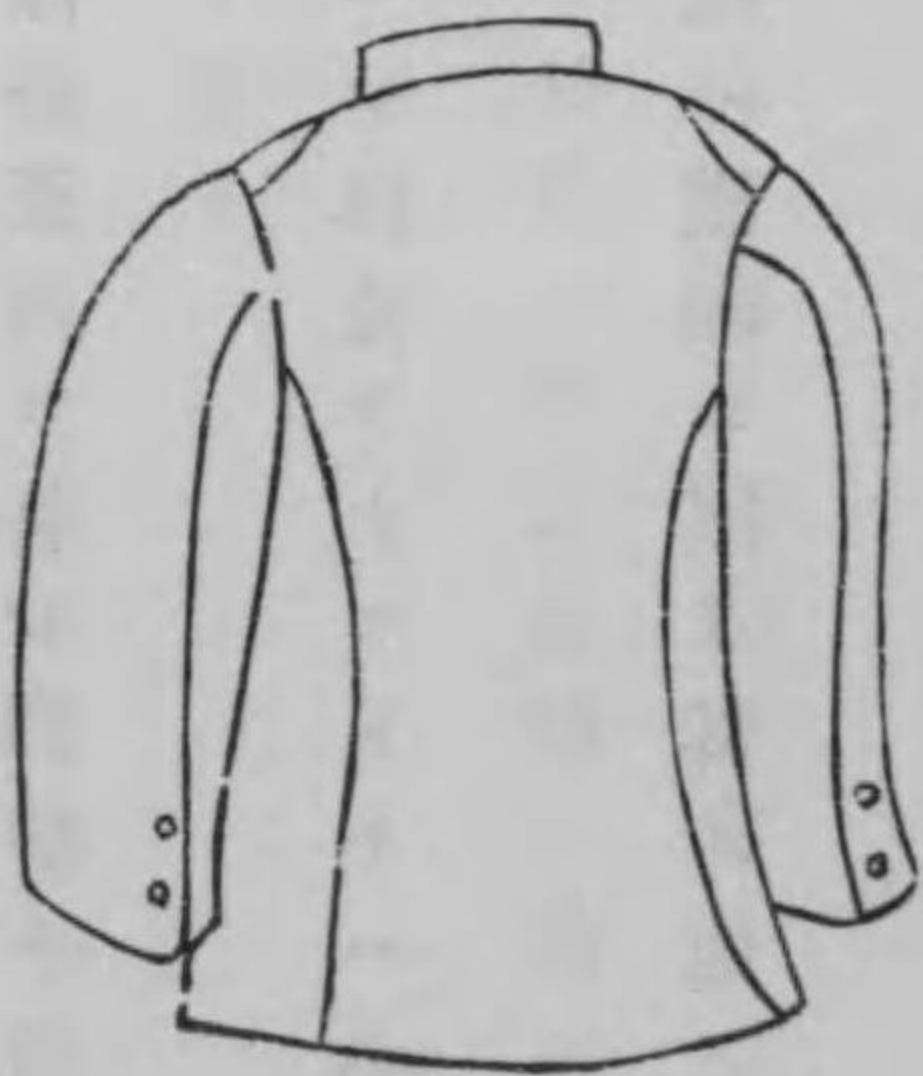
襟章 冬服ニ同シ

制服圖

衣 面 前



面 背



袴



五、靴

制式 黑色

六脚 絆

制式 卷脚絆 品質絨又ハ木綿 色帶青茶褐

一、左ノ場合ニ於テハ前段制定ノ服装ヲナスヘシ

儀式舉行ノ時

授業ヲ受クル時

本校ノ特ニ指定シタル時

一、略帽ハ夏服着用ノ時ニ限リ体操科授業ノ際ハ正帽ヲ著シ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ニノミ之ヲ着用スヘシ

一、生徒ハ外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ和装ヲナストキハ必ス袴ヲ穿キ制帽ヲ著スヘシ

一、外套若ハマント(トンビ形ヲ許サス)ハ黑色或ハ濃紺ニ限リ其ノ他ノ色、縞物等ヲ用ウヘカラス

八學業成績考查細則

第一條 各學科目ノ成績ニ對シ評點ヲ附ス

評點ヲ分チテ學期評點及學年評點トシ各一百ヲ以テ滿點ト定ム

第二條 學期評點ハ當該學期間ニ於ケル各學科目ノ學業成績ニ對シテ之ヲ附ス

學年評點ハ各學期評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム

各學科目學年評點ノ和ヲ學科目ノ數ヲ以テ除シタルモノヲ學年平均評點トス

第三條 學期試験ヲ行ハサル學科目ノ學期成績ハ日課成績及勤惰ニ依リテ之ヲ定ム

第四條 各學年ニ於ケル學科目ノ數ヲ定ムルコト左ノ如シ

文科

學科	學年	修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	哲學概說	心理及論理	法制及經濟	數學	自然科學	體操	計	
														第一學年	第二學年
	第一學年		三	三	一	一	一							一	二
	第二學年		三	三	一	二			一	一		一	一	一	三
	第三學年		二	三	一	一			一	一			一	一	三

學科	學年	修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	數學	物理	化學	植物及動物	地質及礦物	計	
											第一學年	第二學年
	第一學年		二	三	一	二			一	一	一	二
	第二學年		一	甲類 乙類 三二	一	二	一	一	一			三
	第三學年		一	甲類 乙類 三二	一	一	二	二	(二)			三

心理			一	
法制及經濟				
圖畫			一	(一)
體操			一	一
計	一三	甲類 一一二 乙類 一一二		甲類 一一二 乙類 一一二

備考 三學年ノ數學(一)及圖畫(一)ト植物及動物(二)トハ生徒ヲシテ其ノ

一ヲ選擇セシムルモノトス

第二外國語ヲ修ムル者ニ對シテハ他學科ト同一ニ取扱フモノトス

第五條 平常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ通則トス

第六條 學年平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業セシム

一 學年評點六十未滿ノ學科目ナキ者

二 學年評點六十未滿ノモノ一科目アルモ其評點四十以上ノ者

三 學年評點六十未滿ノモノ二科目アルモ其ノ評點一科目四十以上他ノ一科目五十以上ノ者

四 學年評點六十未滿ノモノ總科目數ノ三分ノ一アルモ其ノ評點何レモ五十以上ノ者

第七條 缺席、缺課及遲刻ノ多キ者ハ前條ノ規定ニ拘ラス原級ニ留ムルコトアルヘシ

第八條 正當ノ事由アリテ試驗ニ缺席シタル者ノ學期評點ハ當該學期ニ於ケル平素ノ學業成績及他ノ學期ノ學業成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ第三學期試驗ニ缺席シタル者ニアリテハ願出ニヨリ詮議ノ上追試驗ヲ行フコトアルヘシ

第九條 一學年間に二回定期試驗ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第十條 卒業成績ハ各學年成績ヲ平均シテ之ヲ定ム

九圖書閱覽室規則

第一條 圖書閱覽室ハ本校職員及生徒參考ノ爲本校所藏ノ圖書ヲ閱覽スル所トス

第二條 閱覽室ハ職員閱覽室及生徒閱覽室ノ二區ニ分ツ

第三條 職員閱覽室ニ入ルコトヲ得ル者ハ本校職員舊職員及特ニ校長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル

第四條 生徒閱覽室ニ入ルコトヲ得ル者ハ本校生徒ニ限ル

第五條 圖書閱覽室ノ閉鎖日左ノ如シ

一 日曜日

二 大祭祝日

三 年末年始 十二月二十九日ヨリ
翌年一月五日マテ

四 臨時休業日

五 暑中休暇 八月一日ヨリ
同月三十一日マテ

第六條 圖書館開閉時限ハ時ニ依リテ之ヲ定ム

第七條 生徒圖書ヲ閱覽セントスルトキハ先ツ目錄ニ就キ其ノ圖書ヲ檢出シ所定ノ用紙ニ書名番號氏名年月日ヲ記入シ課員ニ差出シテ之ヲ借受ケ閱覽了ラハ直ニ返納スヘシ

第八條 閱覽室ニ入ル者ハ左ノ各號ヲ確守スヘシ若シ之ニ違背スルト

キハ退去ヲ命セラルルコトアルヘシ

一 閱覽室ニ入ル者ハ制服又ハ袴ヲ着用スヘシ

二 圖書筆墨紙ノ類ヲ除ク外他ノ物品ヲ室内ニ携入スヘカラス

三 閱覽者ハ借受ケタル圖書ヲ閱覽室外ニ携去スヘカラス

四 閱覽者ハ圖書ヲ他人ニ轉貸スヘカラス

五 總テ靜肅ヲ旨トシ喫煙音讀雜談等他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲナスヘカラス

六 閱覽済ノ圖書ハ直ニ之ヲ返納スヘシ

第九條 借受ケタル圖書ハ鄭重ニ之ヲ取扱フヘシ若シ汚損若ハ紛失シタル場合ハ速ニ課員ニ届出ツヘシ但シ時宜ニヨリ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第十條 圖書ノ種類ニヨリテハ一般ノ閲覽ヲ許サ、ルコトアルヘシ

第十一條 本校所藏ノ教科用圖書ニシテ主務教官ノ指定ニ係ルモノハ生徒ノ願ニ依リ之ヲ貸付スルコトアルヘシ
貸付サレタル圖書ヲ汚損若ハ紛失シタル者ニ對シテハ第九條ノ但書ヲ適用スルコトアルヘシ

○學科主任規程

第一條 一學科若ハ數學科ニ學科主任一人ヲ置ク

第二條 學科主任ノ擔任スヘキ事項左ノ如シ

- 一 當該學科教授ノ統一進歩ノ爲適當ナル處置ヲナスコト
 - 二 當該學科教官ノ授業分擔ニ關スルコト
 - 三 當該學科ノ教授要目ニ關スルコト
 - 四 教科用圖書ノ選定ニ關スルコト
 - 五 教授上必要ナル参考用圖書、器具、機械、標本、藥品等ヲ調査スルコト
 - 六 特別教室ニ關スルコト
- 第三條 教頭ハ學科主任會議ヲ掌リ各學科ノ連絡ヲ圖ルモノトス

○ 評議員規程

- 第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク
- 第二條 評議員ハ教頭各課長及教官ノ互選シタル教授中ニ就キ校長之ヲ命ス
- 第三條 教官ノ互選シタル評議員ノ任期ハ之ヲ一年間トス但シ再選スルコトヲ得
- 第四條 評議員ハ校長ノ諮問ニ應シ意見ヲ述フ
- 第五條 必要アル場合ニハ員外ノ職員ヲ評議員會ニ列席セシムルコトアルヘシ

○ 校務分掌規程

- 第一條 校務ヲ分チテ教務、生徒、寮務、庶務、圖書、會計ノ六課トス
- 第二條 各課ニ課長若ハ主任ヲ置キ其ノ分掌事務ヲ管理セシム
- 第三條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 學科課程及授業ニ關スル事
 - 二 教室及教官室ニ關スル事
 - 三 學級ノ編制ニ關スル事
 - 四 擔任教官ニ關スル事
 - 五 教官ノ授業分擔及日課ノ配當ニ關スル事
 - 六 教科用圖書ニ關スル事
 - 七 授業上ノ設備ニ關スル事
 - 八 成績考查、進級及卒業ニ關スル事

- 八〇
- 九 生徒募集及選拔試験ニ關スル事
 - 十 生徒ノ入學ニ關スル事
 - 十一 生徒ノ學籍ニ關スル事
 - 十二 退學及休學ニ關スル事
 - 十三 在學證明ニ關スル事
 - 十四 成績證明ニ關スル事
 - 十五 體操副科ニ關スル事
 - 十六 行軍演習及修學旅行ニ關スル事
 - 十七 生徒ノ大學進入ニ關スル事
 - 十八 卒業生ニ關スル事
 - 十九 教官ノ報告ニ關スル事
 - 二十 教官會議ニ關スル事
 - 二十一 參觀人取扱ニ關スル事

二十二 其ノ他教務ニ關スル一切ノ事

第四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生徒ノ風紀ニ關スル事
- 二 生徒ノ賞罰ニ關スル事
- 三 生徒ノ勤惰ニ關スル事
- 四 正副級長ニ關スル事
- 五 生徒ノ服裝ニ關スル事
- 六 生徒ノ保健衛生ニ關スル事
- 七 生徒ノ身體検査ニ關スル事
- 八 生徒ノ兵役ニ關スル事
- 九 生徒控所ニ關スル事
- 十 生徒宿所ニ關スル事
- 十一 生徒ノ集會揭示ニ關スル事

十二 生徒ノ團體旅行ニ關スル事

十三 其ノ他生徒ニ關スル一切ノ事

第五條 寮務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 生徒ノ風紀ニ關スル事
- 二 生徒ノ賞罰ニ關スル事
- 三 生徒ノ入寮退寮ニ關スル事
- 四 生徒ノ保健衛生ニ關スル事
- 五 學寮ノ管理警備ニ關スル事
- 六 寮生ノ炊事ニ關スル事
- 七 學寮附屬販賣部ニ關スル事
- 八 寮生ノ團體旅行ニ關スル事
- 九 寮生ノ集會及揭示ニ關スル事
- 十 其ノ他寮生ニ關スル一切ノ事

第六條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 御眞影及勅語謄本ノ保管ニ關スル事
- 二 校長官印及校印ノ保管ニ關スル事
- 三 職員ノ進退身分及服務ニ關スル事
- 四 傭外國人ニ關スル事
- 五 公文書ノ處理ニ關スル事
- 六 諸規則ノ制定改廢ニ關スル事
- 七 統計報告及一覽ニ關スル事
- 八 日誌及記錄ニ關スル事
- 九 校章ニ關スル事
- 十 儀式ニ關スル事
- 十一 校長室及會議室ニ關スル事
- 十二 評議員會ニ關スル事

十三 當直ニ關スル事

十四 寄附願ニ關スル事

十五 其ノ他他課ニ屬セサル一切ノ事項

第七條

會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 歲入歲出ノ豫算及決算ニ關スル事

二 金錢ノ收支及保管ニ關スル事

三 官有財産及資金ニ關スル事

四 物品ノ購入、賣拂、貸借及修理ニ關スル事

五 物品ノ出納及保管ニ關スル事

六 營繕ニ關スル事

七 傭人ニ關スル事

八 電話、電燈、瓦斯、給水及暖房ニ關スル事

九 校内ノ警備及衛生ニ關スル事

十 其ノ他會計ニ關スル一切ノ事項

第八條

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 圖書ノ保管及整理ニ關スル事

二 圖書ノ註文及購入ニ關スル事

三 圖書貸付ニ關スル事

四 圖書目錄編纂ニ關スル事

五 圖書印保管ニ關スル事

六 書庫及閱覽室ニ關スル事

七 新聞、雜誌、年報、一覽等ノ保管、整理及出納ニ關スル事

八 其ノ他圖書ニ關スル一切ノ事項

第九條

各課ノ擔任事項ニシテ他課ニ關聯スルモノニ付テハ各課ノ合

議ニヨリテ之ヲ處理スヘキモノトス

第十條

各課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他課ノ事務ヲ補助スヘキ

モノトス

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

○職員

(大正十四年九月一日現在)

校長

理學士 三輪田輪三 東京

教授

物理、自然化學 評議員 教頭 理學士 田中三四郎 東京

哲學概說、論理 評議員 生徒監 文學士 佐藤直丸 山形

英語 (在外研究中) 文學士 勝田孝興 島根

英語 評議員 文學士 嶋村盛助 埼玉

國語 評議員 文學士 岡部美二 靜岡

漢文、修身 評議員 生徒監 文學士 平澤東貫 山形

植物及動物 評議員 理學士 今井一郎 山形

歷史、地理 評議員 文學士 齋藤文藏 東京

獨語	評議員	岡本信二郎	千葉
修身、心理	評議員	勝川全道	愛知
獨語	文學士	奧津彥重	滋賀
獨語	文學士	細谷昌克	山形
化學、自然科學	文學士	田嶋義雄	高知
歷史	文學士	關世男	大阪
國語	文學士	長岡彌一郎	山形
漢文、修身	文學士	野村岳陽	東京
圖畫	工學士	北上宇八	兵庫
數學	理學士	荒田狷介	青森
化學	理學士	望月脩二	福岡
英語	文學士	工藤龜三郎	宮城
數學		柳原吉次	熊本

物理、力學	理學士	脇本榮治	神奈川
植物	理學士	廣橋堯	新潟
數學	理學士	嶺脇四郎	秋田
英語	文學士	丸精之助	東京

配屬將校

陸軍輜重兵中佐 佐藤美千代 福島

講師 (就職順)

柔道	尾形源治	山形
體操	島山丑松	青森
礦物及地質、自然科學、圖畫	安齋徹	福島
圖畫	山形縣師範學校教諭 小塚義一郎	靜岡
獨語	守屋興雄	山形
體操	陸軍步兵特務曹長 五十嵐五助	山形

劍道	川嶋次郎 富山
法制及經濟	法學士 戶田誠意 山形
體操	陸軍歩兵大尉 兩角徹 熊本
數學	理學士 伊東茂松 山形
獨語	法學士 財津哲雄 熊本
英語	文學士 深町弘三 石川
法制及經濟	東京商科大學教授 法學博士 三浦新七 山形
獨語	備外國人教師 Doktor(Berlin) Hans Tiedemann 獨逸
物理	助教授 桑山喜穂 高知
物理	堀正矩 京都
弓道教師	

校醫	阿波研造 宮城
助手	山形市立病院濟生館長 醫學博士 藤森雄平 岡山
植物及動物學教室勤務	土井敬正 兵庫
圖畫兼地質鑛物學教室勤務	佐藤尙孝 秋田
物理學教室勤務	阿部義謙 山形
化學教室勤務	井田道爾 山形
事務分課	
教務課	
課長	教授 田中三四郎 前出
	教授 齋藤文藏 前出
	教授 細谷昌克 前出

(兼)

助教 堀 正 矩 前出

書記 寒河江 幸雄 山形

課員 大竹 英一 山形

生徒課

課長

生徒監 教授 佐藤 直九 前出

生徒監 教授 平澤 東貫 前出

講師 両角 徹 前出

講師 島山 丑松 前出

講師 尾形 源治 前出

講師 五十嵐 五助 前出

課員 佐藤 淳治 山形

課員 加藤 雅義 山形

寮務課

課長

教授 關 世男 前出

講師 安 齋 徹 前出

書記 小嶋 莊次郎 山形

庶務課

教授 勝川 全道 前出

助教 堀 正矩 前出

課員 高橋 啓助 山形

圖書課

課長

教授 嶋村 盛助 前出

書記 原 田 勇 山形

課員 鈴木 猪太郎 山形

課員 武田 富治 山形

會計課

主任

收入官吏
物品會計官吏
陸軍步兵少尉

書記 村田德次郎 東京

書記 長岡匡吉 山形

書記 中村伊太郎 山形

課員 林藤助 山形

課員 大場清吉 山形

學科主任

物理、自然科學

教授 田中三四郎

獨語

教授 細谷昌克

修身、心理及論理、哲學概說

教授 佐藤直丸

英語

教授 嶋村盛助

國語

教授 岡部美二

漢文

教授 平澤東貫

植物及動物

教授 今井一郎

法制及經濟

教授 岡本信二郎

化學

教授 田嶋義雄

歷史、地理

教授 關世男

圖畫

教授 北上宇八

數學

教授 荒田狷介

礦物及地質

講師 安齋徹

體操

陸軍輜重兵中佐 佐藤美千代

擔任教官

文科三年甲組

教授 丸精之助

文科三年乙組

教授 岡本信二郎

理科三年甲一組

教授 荒田狷介

理科三年甲二組

教授 田嶋義雄

理科三年乙組

教授 今井一郎

文科二年甲組	教授	工藤龜三郎
文科二年乙組	教授	細谷昌克
理科二年甲一組	教授	協本榮治
理科二年甲二組	教授	北上宇八
理科二年乙組	教授	望月脩二
文科一年甲組	教授	平澤東貫
文科一年乙組	教授	岡部美二二
理科一年甲一組	教授	柳原吉次
理科一年甲二組	教授	長岡彌一郎
理科一年乙組	教授	廣橋堯

○生徒

(△印ハ特別入學)

文科三年甲類 (四十五人)

鶴岡	阿部	武雄	山形	鎌倉	安孫子	藤吉	山形
青山	張	日	鼎	朝鮮	荏原	土居	光
山形	舟田	清一郎	秋田	山形	古川	苞	鳥取
甲府	古屋	儀彦	山梨	横手	後藤	隆吉	秋田
曉星	堀	喬	神奈川	鶴岡	石塚	勝雄	埼玉
山形	伊藤	寛夫	山形	明治	十文字	信雄	宮城
安積	神尾	孝平	福島	△吉	元	鳳	朝鮮
早稻田	菊池	静男	愛媛	京華	木村	量平	東京
麻布	小泉	源三郎	千葉	東京	熊野	可成	東京
鶴岡	松澤	與喜雄	山形	小樽	三浦	喜代一	北海道

青 山 學 院	大 垣	橫 濱	第 一	安 房	高 田	山 形	大 成	鶴 岡	宇 都 宮	山 形	宮 崎	宇 都 宮	麻 布
金	安 田	渡 邊	倉	戶 倉	戶 川	高 嶋	朱 祥	佐 々 木	齋 藤	齋 藤	相 良	小 川	新 納
鳳	錄	功	廣	明	清	吾	植	保 郎	辰 男	勝	勇 雄	榮 壽	太 郎
成	郎	山	千	東	山	山	朝	山	福	山	宮	柄	德
朝	岐	山	葉	京	京	京	鮮	山	島	山	崎	木	島
鮮	阜	形	葉	京	京	京							
	正	大	宮	麻	橫	第	京	高	日	木	磐	仙	盛
	則	連	津	布	濱	二	城	普	川	更	城	一	岡
	安	山	牛	東	田	田	鈴	慎	坂	津	鷺	壱	小
	田	縣	田	鄉	澤	古	木	驥	倉	齋	及	川	原
		桂	三	城	古	壽	留	主	延	藤	川	四	良
	裕	一	郎	一	壽	一	主	一	雄	益	萬	郎	岩
	東	秋	京	東	神	山	朝	朝	山	藏	福	宮	手
	京	田	都	京	奈	形	鮮	鮮	梨	千	島	城	

文科三年乙類 (三十六人)

東 濃	小 野	朝 倉	函 館	日 川	山 形	會 津	山 形	築 館	臺 北	山 形	芝
安 藤	本 間	諫 山	龜 井	駒 井	小 關	滿 田	村 山	中 嶋	西 山	齋 藤	阪 本
農 夫	昭	正 男	勝 一	金 夫	守 之	盛 三	義 平	源 七	久 二	清	越 郎
男	山	大	北	山	山	福	山	宮	愛	山	東
岐	形	分	海	梨	形	嶋	形	城	媛	形	京
阜			道								
一 仙	京	鶴	福	厚	福	開	京	山	太	新	豆
中	北	岡	島	木	島	成	華	形	田	庄	陽
臺	堀	犬	勝	小	熊	森	永	中	大	齋	崎
裏	田	塚	又	宮	田	下	山	村	內	藤	山
川	成	辰	憲	彌	信	彬	義	源	宏	清	龍
禹	二	介	次	七	男	男	孝	三	郎	次	之
朝	東	山	郎	神	福	群	孝	郎	宏	郎	助
鮮	京	形	宮	奈	嶋	馬	孝	山	茨	山	靜
	東		城	川			山	形	城	形	岡

米澤	櫻井	孝	山形	米澤	關	義一	山形
鶴岡	白旗	信	山形	秋田	介川	武夫	秋田
山形	田中喜一郎	山形	土浦	田中	了介	茨城	
鶴岡	渡邊吉彌	山形	成蹊	渡邊	正夫	岡山	
太田原	渡邊隆	山形	西條	山口	功	愛媛	
東京高師附屬	山中吉之助	茨城	普高文	權景	完	朝鮮	
理科三年甲類一ノ組 (三十六人)							
仙臺第二	青野勝夫	宮城	栃木	荒川	正次	栃木	
海城	江藤操	宮崎	京華	彦坂	一男	東京	
東京第一	東秀雄	大分	長岡	平賀	芳雄	宮城	
米澤	五十嵐勝三	山形	名古屋	飯盛	正英	福島	
石川	石坂銓	福岡	宮津	糸川	巖夫	京都	
京華	岩野三門	千葉	佐原	香取	不二雄	千葉	

佐渡	小林英一	北海道	錦城	近藤	鉦之助	東京
太田原	國井真吾	栃木	大町	黒岩	潔	長野
下妻	黒川計	茨城	學院	丸山	辰夫	兵庫
京華	村瀬鐵造	東京	米澤	南部	博文	和歌山
北條	野中健一	愛媛	和歌山	岡本	文夫	
山形	奥山清作	山形	彦根	押谷	七朗	滋賀
白石	佐藤文一郎	宮城	高崎	里見	卓郎	福岡
鶴岡	相馬清八郎	山形	米澤	高野	繁	山形
山形	田中勝郎	鳥取	東京第三	寺田	良種	茨城
山形	東海林安藏	山形	京華	梅原	立日	東京
平安	脇谷義諦	山形	山形	渡邊	慎二	山形
米澤	渡部武	山形	鶴岡	山口	辰雄	山形
理科三年甲類二ノ組 (三十五人)						

濱松	佐倉	麻布	芝	學青	第仙	丸龜	麻布	第仙	普慶	京華	山形	山形
大谷	大井	檜岡	南部	中村	水野	近藤	川名	加藤	金子	堀江	藤澤	淺黃
俊雄	節千	五郎	彦治	義夫	利夫	春經	進一	彌十	太郎	定一	政三	靖行
靜岡	葉	山形	東京	長野	岐阜	愛媛	東京	山形	東京	福島	山形	山形
鶴岡	山形	宮崎	高崎	木更津	膳所	麻布	郁文館	長岡	山形	宮津	古川	山形
齋藤	大泉	落合	並木	中西	中井	小山	北村	勝又	加藤	伊藤	福原	遠藤
卯之吉	桂之助	兼夫	裕	義雄	一郎	捷	貞一	武夫	市五郎	修	利十郎	重郎
山形	山形	宮崎	群馬	千葉	山形	東京	長野	新潟	山形	京都	宮城	山形

新湯	第愛	川越	相馬	協逸	浦和	米澤	安積	宇都宮	第一	東京	山形	
水野	近藤	加嶋	星	本間	福田	安部	田邊	瀧澤	嶋村	嶋村	佐藤	
金二郎	節也	仕郎	清綱	達雄	卓爾	秋介	義敏	道夫	秋雄	秋雄	四郎	
山形	愛知	埼玉	福岡	新潟	埼玉	山形	東京	栃木	東京	東京	山形	
早稻田	安積	第一	米子	第一	青學	仙臺	早稻田	浦和	磐城	鶴岡	關原	
水嶋	國岡	小林	石西	堀靜	早川	朴容	田中	玉置	高橋	秀雄	勝臣	山形
輝文	辰男	信義	進	一郎	宏學	海朝	益美	喜雄	雄	雄	臣	山形
東京	福岡	東京	鳥取	埼玉	秋田	朝鮮	東京	北海道	秋田	秋田	山形	山形

理科三年乙類 (四十人)

新庄	佐原	開成	東京	下妻	古川	掛川	平壤	小田原	木更津	一仙臺	仙臺	第壹	千葉	大垣
梁田	山野	宇賀村	宇賀村	館野	高橋	鈴木	莊野	佐藤	笹生	李義	大森	岡田	水谷	
祐	正	雄	治	喜	憲	司	男	夫	植	守	助	榮夫	夫	
山形	千葉	千葉	栃木	宮城	靜岡	大分	千葉	千葉	朝鮮	山梨	千葉	岐阜	岐阜	
東濃	日川	山形	山形	開成	東京	獨逸	學北	鶴岡	會津	鶴岡	山形	粕壁	安積	
吉尾	山下	若松	遠山	田中	鈴木	須藤	關口	佐藤	坂野	大沼	貫一	小幡	健吉	
雨	健爾	兼助	三	雄	武	秋	之助	久次	信雄	成之	男	健吉	福嶋	
岐阜	山梨	山形	山形	山形	千葉	山形	山形	福嶋	山形	山形	埼玉	福嶋	福嶋	

文科二年甲類 (四十五人)

酒田	鶴岡	白石	山形	木更津	山形	白石	鶴岡	酒田
阿部	秋山	麻生	古澤	林	石川	伊藤	金子	高橋
三郎	直吉	道雄	久次郎	讓	吉藏	只人	武雄	政雄
山形	山形	宮城	山形	千葉	山形	山形	東京	山形
秋田	相馬	眞岡	山形	山形	石川	石野	兼子	笠川
會田	荒井	船橋	後藤	石川	野國	國太郎	宙	規矩之
昭八郎	瑞雄	正直	忠一	顯	太郎	宇	夫	雅夫
秋田	福嶋	宮城	山形	山形	神奈川	山形	神奈川	東京
中川	幸雄	三輪	松本	近藤	松本	達次郎	山口	新瀨
佐渡	東三	開成	麻布	第一	第一	第一	第一	第一
秋田	宇都宮	山形	宇都宮	山形	山形	山形	山形	山形

米澤	學青院山	學青院山	白石	古川	大連	東三京	山形	福嶋	中日學大	磐城	眞岡
船山	鄭善奎	姜致鳳	山本	都築軍三郎	枡内千里	鈴木正夫	鹿野彦吉	佐藤軍七郎	大浦新吉	新妻正男	仲田惇
信一	朝鮮	朝鮮	宮城	宮城	北海道	宮城	山形	福嶋	山形	福嶋	茨城
山形											
學青院山	師旅範順	米澤	秋田	豐橋	新庄	山形	山形	山形	東一京	山形	鶴岡
江	王秉鐸	房間茂雄	内田勤	辻村重雄	楯勝磨	菅野新一郎	佐藤登	佐藤明	二ノ戸貞智	中田義雄	中田義雄
實	支那	山形	山形	愛知	山形	山形	山形	東京	山形	山形	山形
東京											

文科二年乙類 (四十五人)

新庄	伊丹	鶴岡	鶴岡	長井	秋田	福嶋	高田	山形	山形	鹿兒嶋	山形	京華
大山謙一郎	小形晋	中臺亥藏	丸谷林治	小林宗五良	加藤貞次	片岡武雄	神岡文雄	神保光太郎	石川健五	飯守重任	土方滋	羽根田孝夫
山形	山形	山形	山形	山形	秋田	福嶋	新潟	山形	山形	佐賀	山形	岐阜
築館	山形	新發田	福井	米澤	盛岡	佐渡	協會逸	山形	荏原	山形	山形	福嶋
佐々木達男	大竹真次郎	野俣好文	松井敦	古藤忠雄	北山愛郎	加藤順吉	金澤良一	神保惠	伊東恒太郎	石垣亮吉	逸見惣作	半澤義一
宮城	山形	新潟	福井	山形	岩手	新潟	東京	山形	山形	山形	山形	福嶋

山川	赤坂	柏壁			高普	仙臺	東二	山形	第濱	東三	山形
古屋	深瀨	安孫子			文泰	虎岩	竹內	高橋	染谷	嶋一	佐藤
要山梨	晋次	榮崎玉			洙朝	賴勝	勝勝	太郎	健郎	郎郎	健治
					朝鮮	宮城	東京	山形	千葉	東京	山形
第東	山形	秋田			名教	麻布	卷	酒田	秋田	橫手	順天
袴田	古澤	江幡			李曰	高在	富所	高橋	鈴木	鹽谷	里內
顯一	宗十	通太			駿	旭	長夫	金也	健次	次郎	次郎
郎郎	郎郎	郎郎			朝鮮	朝鮮	東京	山形	秋田	秋田	東京

理科二年甲類一ノ組 (四十四人)

相馬	東四	米澤	鶴岡	成東	(愛知第一)	麻布	鶴岡	福嶋	魚津	順天	東一	順天
大槻	奧村	小川	能登	並木	持田	三澤	鞍貫	久保	小林	加藤	林義	長谷川
眞福嶋	驍東	次山	彌山	喬千	男東	元東	郎山	昌福	淳富	宏千	郎東	一香
	東京	山形	山形	千葉	東京	東京	山形	福嶋	富山	千葉	東京	川
鶴岡	目白	白石	京華	第知	仙臺	明治	高丸	京陸	古川	開成	飯嶋	安積
齋藤	大里	大泉	尾田	仁村	師岡	三輪	山敏	井太	小松	衣笠	代三	橋本
健夫	正夫	磯宮	恒雄	俊三	政夫	績	夫	郎	亮	孝雄	吉郎	卷藏
山形	東京	宮城	新潟	愛知	東京	埼玉	新潟	愛知	千葉	東京	東京	福嶋

角田	佐々木次夫	宮城	京華	清水吉一	東京
新庄	白崎陽吉	山形	山形	鈴木勘次	山形
神第一	高橋二郎	秋田	酒田	高橋健	山形
磐城	竹内一雄	埼玉	錦城	飛田宣	山形
札一	和田龍男	長野	鶴岡	若木望太郎	山形
山形	吉田英則	山形	日大中	△黃又	開
理科二年甲類二ノ組	(四十三人)				
第一濱	足立久喜	神奈川	藤澤	土肥晋一	岡山
高千穂	鹽屋恒	東京	高田	古川武雄	新潟
都留	蜂須賀平太郎	山梨	開成	張替宏	茨城
山形	林政雄	山形	不動岡	肥留川恒一郎	埼玉
山形	五百川信一	山形	米澤	菅四郎	山形
酒田	北原新策	秋田	静岡	熊谷富士男	東京

山形	黒田春三	山形	山形	眞木文三郎	山形
大多喜	松本平八郎	千葉	東京	三戸見利八	東京
芝	持田順三	福岡	開成	森田辰雄	栃木
米澤	永井勝四郎	山形	秋田	奈良歎之助	秋田
仙二臺	沼澤一夫	宮城	青山	小川一郎	岡山
佐沼	及川清人	宮城	鶴岡	興津重武	山形
都留	小俣重信	山梨	山形	折原捷三	山形
名教	齋藤眞平	静岡	安積	齋藤善兵	福嶋
山形	志田元英	山形	栃木	白石信吾	栃木
京華	鈴木敬三	千葉	旭川	高橋健三	北海道
開成	田中伊久之助	東京	第一濱	竹内義男	神奈川
早稻田	富永俊一	東京	小田原	富田捷	神奈川
東京	津熊登	大阪	佐渡	白杵健二郎	新潟

東京高師附屬 和田達夫 神奈川
 高輪 渡邊久吉 新潟
 函館 吉田三郎 山形

理科二年乙類

(四十三人)

山形	眞岡	山形	第一臺	仙臺	第二臺	京華	上田	山形	新庄	阿部英弘	山形	青木茂夫	山形	池田英雄	長野	岩田清道	山形	片倉孝宮	宮城	菊地武夫	宮城	小林總一郎	山形	國府田早苗	山形	松尾正孝	
山形	眞岡	山形	第一臺	仙臺	第二臺	京華	上田	山形	新庄	明治中	明石貞勝	山形	新庄布施雅雄	山形	第一臺	目白岩田熊太郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	眞岡	山形	第一臺	仙臺	第二臺	京華	上田	山形	新庄	明石貞勝	北海	山形	新庄布施雅雄	山形	第一臺	目白岩田熊太郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	眞岡	山形	第一臺	仙臺	第二臺	京華	上田	山形	新庄	明石貞勝	北海	山形	新庄布施雅雄	山形	第一臺	目白岩田熊太郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

青島	米澤	厚木	千葉	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
青島	米澤	厚木	千葉	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
青島	米澤	厚木	千葉	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
青島	米澤	厚木	千葉	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

文科一年甲類 (四十一人)

米澤	東京高師附屬	青木	東京	知久	東京	藤井	福嶋	池野	山形	石浦	東京	香川	新潟	加藤	静岡	菊池	宮城	近藤	福嶋	增淵	栃木	森嶋	山形	
安部	府立	泰彦	高橋	四郎	盛岡	正男	江渡	茂雄	成城	誠武	第一京	信雄	實相寺	忍	川村	武德	金澤	三	鶴岡	恒吉	宮下	光繁	秋田	
晰	安藤	彦	等	郎	岡	男	三郎	雄	平尾	武	第一京	雄	崇文	靜岡	義雄	潤二	澤	福	正立	和	常次郎	秋田	秋田	
山形	一男	東京	朝鮮	東京	青森	福嶋	采	東京	博	東京	東京	東京	東京	宮城	山梨	宮城	高知	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

文科一年乙類 (四十二人)

相馬	山形	妹尾	榮藏	山形	佐久間	次良	福嶋	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
角田	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
佐藤	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
徹一	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
宮城	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東

山形	山形	米澤	函館	富岡	工業	山形	山形	伊那	錦城	山形	米澤	橫手	仙臺
渡利	豐田	田中	高橋	篠原	齋藤	小野	荻原	濤川	村山	平石	正木	小林	二
宏平	浩七	寬助	泰彥	良一	雄一	悌	誠	廣親	屯	利夫	健三	新二	郎
山形	山形	山形	山形	群馬	山形	山形	長野	東京	山形	山形	秋田	宮城	
東五	長岡	麻布	函館	喜多方	寒河江	酒田	早稻田	一ノ關	太田原	愛一	寒河江	中學	治
山川	豐嶋	富田	瀧本	高橋	椎名	齋藤	岡田	野村	室井	水野	三澤	牧	
秀一	經世	四郎	英雄	五郎	武郎	三郎	正夫	實	渡	時雄	時雄	豐	
愛知	石川	神奈川	北海道	福嶋	山形	山形	東京	岩手	栃木	愛知	山形	鹿兒	嶋

栃木	東京	京華	仙臺	東京	大邱	米澤	開成	米澤	米澤	山形	普通	高等
長田	三浦	松本	栗原	小林	菊地	伊藤	服部	羽田	栗野	阿部	李俊	穆朝
晉吾	博雅	修吾	公鷹	茂廣	朝夫	強自	親宏	謙仁	榮次	襄山	理科	一年
三重	東京	千葉	埼玉	廣嶋	秋田	山形	愛知	山形	山形	山形	類二ノ組	(四十人)
早稻田	米澤	古川	平壤	秋田	京華	第三	府立	秋田	山形	瀧川	大成	韓正
內藤	門奈	松谷	榎	小仲	北井	片桐	伊藤	長谷	古市	阿部	昌一	元朝
一郎	五兵	善三	精一	太郎	慎爾	嘉助	太郎	八郎	亮藏	兵庫	岩手	
東京	靜岡	宮城	山形	秋田	東京	山形	秋田	山形	兵庫	岩手		

學治	明治	中村	武雄	靜岡	第一濱	古	矢	銳	二	東京
明學	大井	田忠	義	東京	安房	岡田	以知	二	千葉	
豆陽	大川	勝藏	靜岡		麻布	大前	毅四郎		東京	
眞岡	大和田	一男	茨城		山形	齋藤	泰治		山形	
長井	佐藤	兵次	山形		米澤	情野	藤助		山形	
相馬	嶋田	雄次郎	福岡		熊谷	清水			埼玉	
仙臺	菅井	金藏	宮城		横手	高橋	圭一		秋田	
米澤	竹田	幸雄	山形		山形	富樫	寛		山形	
東京高師附屬	亘理	俊次	兵庫		京華	山本	英喜		靜岡	
山形	安孫子	連四郎	山形		寒河江	青木	弘		山形	
木更津	藤平	俊郎	千葉		日川	古屋	昌夫		山梨	
郇文館	波木	尚八	千葉		米澤	野崎	信雄		山形	

理科一年乙類 (四十一人)

藤澤	樋口	吉輔	山形	山形	井上	文夫	長野
山形	伊藤	那華男	山形	開成	神谷	俊雄	新潟
府立	金子	喜雄	東京	山形	加藤	市松	山形
第三	加藤	末男	山形	下野	加藤	孝	栃木
長井	木川	俊平	山形	高田	河端	一雄	新潟
山形	國保	近平	栃木	新庄	工藤	藏吉	山形
栃木	馬嶋	潔	東京	酒田	松浦	謙三	山形
京華	中山	弘之	東京	長井	南波	晃一	山形
京北	三浦	光	栃木	盛岡	及川	公平	岩手
烏山	小野	啓介	岩手	宇都宮	櫻井	誠	岩手
盛岡	櫻井	圖南男	東京	仙臺	佐藤	市郎	宮城
開成	佐藤	存	群馬	仙臺	須藤	克己	神奈川
仙臺	種部	三郎	山形	獨逸	谷合	三代	埼玉
米澤				協會			

千葉内山三信千葉
獨逸渡邊敏雄東京
協會渡部綱男新潟
村松渡部
長井橫澤吉郎山形
早稻田△李鍾鎬朝鮮

東北學院渡邊喜市福島
福嶋渡部穆福島
高田渡利文夫新潟
仙臺善積準平宮城
第一

一、出身學校府縣別表

府縣別	第二學年			第一學年			合計
	文科	理科	計	文科	理科	計	
北海道	二	一	二	三	二	五	一〇
岩手	一	一	二	四	四	八	八
宮城	三	二	五	八	四	一二	二〇
秋田	二	一	三	四	四	八	一六
山形	二〇	二	二二	二四	四	二八	五二
福島	五	二	七	三	一	四	一一
茨城	二	二	四	一	一	二	四
栃木	三	三	六	七	七	一四	二八
群馬	二	二	四	一	一	二	四
埼玉	四	二	六	二	一	三	九
千葉	二	四	六	三	一	四	一〇
東京	一九	二	二一	二二	三	二五	四六
神奈川	四	一	五	三	三	六	一二
新潟	一	四	五	二	四	六	一二
富山	一	一	二	一	一	二	四
福井	一	一	二	一	一	二	四
山梨	三	一	四	一	一	二	六
長野	一	一	二	一	一	二	四
岐阜	二	二	四	一	一	二	六
靜岡	一	二	三	一	一	二	四
愛知	一	三	四	一	一	二	六
滋賀	一	二	三	一	一	二	四
京都	一	三	四	一	一	二	六
兵庫	一	一	二	一	一	二	四
合計	四	四	八	九	九	一八	二六
府縣別 <th colspan="3">第三學年</th> <th colspan="3">第二學年</th> <th rowspan="2">合計</th>	第三學年			第二學年			合計
文科	理科	計	文科	理科	計		
和歌山	一	一	二	一	一	二	四
鳥取	一	一	二	一	一	二	四
島根	一	一	二	一	一	二	四
香川	一	一	二	一	一	二	四
愛媛	一	一	二	一	一	二	四
福岡	一	一	二	一	一	二	四
佐賀	一	一	二	一	一	二	四
宮崎	一	一	二	一	一	二	四
鹿兒嶋	一	一	二	一	一	二	四
沖繩	一	一	二	一	一	二	四
朝鮮	一	一	二	一	一	二	四
臺灣	一	一	二	一	一	二	四
關東	一	一	二	一	一	二	四
支那	一	一	二	一	一	二	四
高等學校 入學資格 試驗合格	一	一	二	一	一	二	四
總計	八	八	一六	九	九	一八	三四
合計	二	二	四	二	二	四	八

二本籍府縣別表

(大正十四年九月一日現在)

府縣別	學年			合計	府縣別	學年			合計
	第三學年	第二學年	第一學年			第三學年	第二學年	第一學年	
北海道	三	二	一	四	滋賀	一	一	一	三
青森	一	一	一	三	京都	一	一	一	三
岩手	一	一	一	三	大阪	一	一	一	三
宮城	四	五	六	一五	兵庫	一	一	一	三
秋田	四	二	五	一	和歌山	一	一	一	三
山形	三	三	三	九	鳥取	一	一	一	三
福島	五	八	一三	二六	岡山	一	一	一	三
茨城	三	二	二	七	廣島	一	一	一	三
栃木	一	四	一	六	山口	一	一	一	三
群馬	一	一	一	三	德島	一	一	一	三
埼玉	一	四	二	七	香川	一	一	一	三
千葉	三	一〇	一三	二六	愛媛	一	一	一	三
東京	七	三	二〇	三〇	高知	一	一	一	三
神奈川	三	二	三	八	福岡	一	一	一	三
新潟	一	二	五	八	佐賀	一	一	一	三
富山	一	一	一	三	長崎	一	一	一	三
石川	一	一	一	三	大分	一	一	一	三
福井	一	一	一	三	宮崎	一	一	一	三
山梨	三	二	一	六	鹿兒島	一	一	一	三
長野	一	三	三	七	朝鮮	一	一	一	三
岐阜	二	三	一	六	臺灣	一	一	一	三
靜岡	一	二	一	四	支那	一	一	一	三
愛知	一	一	一	三	總計	八	二	九	一九
三重	一	一	一	三					

○卒業生

×印死亡

第一回 百四十六名

(大正十二年三月卒業)

文科甲類 (三十四人)

東文	青木	亨	千葉	東法	千葉	傳一	秋田
東文	遠藤	慎一	山形	京法	榎	二郎	秋田
京法	芳賀	幸夫	山形	東法	本間	金太郎	山形
東法	市川	明	福嶋	東文	石川	健四郎	山形
東經	石渡	孝三	福井	東文	岩橋	敏雄	神奈川
東文	岩下	富藏	栃木	東經	龜山	徳二	岡山
東經	金子	福太郎	神奈川	京法	片山	浩	香川
東經	木川	田一隆	福嶋	東經	松本	敏雄	栃木
京經	武藤	倭紀	岐阜	東文	新關	亮助	山形

東工	東北醫	東北理	京理	京工	東理	東工	東工	東農	法文北	東農	岡醫	東理
矢嶋	氏家	上田	坪井	鈴木	菅井	佐藤	齋藤	新關	中川	永野	森長	三川
新作	憲介	潤一	省吾	辰雄	準一	周三	峻	恒太郎	長藏	紋一郎	秀郎	逸郎
栃木	宮城	新潟	東京	山梨	山形	秋田	埼玉	山形	山形	山形	東京	秋田
東農	東工	京工	東理	東理	京經	九工	東醫	東醫	東北工	京工	京工	京經
山鹿	渡部	上田	筑土	寺嶋	鈴木	佐藤	更科	奧山	中川	長尾	長橋	宮地
常吉	彌作	正夫	邦寧	義彦	春雄	義勇	兼藏	通世	平二	慎吾	富彌	永良
山形	山形	北海道	静岡	愛知	山形	山形	山形	山形	新潟	神奈川	山形	香川

岡醫	東農	東工	京醫	東北工	京工	京工	東農	東工	京工	京工	九工	東理
松森	丸山	熊澤	河田	加藤	金子	伊藤	細木	平澤	林啓	橋本	萩原	青柳
明	吉山	良雄	幸一郎	關治	一次	信輔	繁	次郎	助	篤四郎	政男	唯志
福井	山形	北海道	山形	宮城	山形	山形	東京	東京	山形	福嶋	東京	秋田
東理	九工	東工	京工	東農	東醫	東北工	東文	東工	東工	東工	東工	京經
松谷	政木	牧	小泉	河田	可兒	岩崎	今泉	廣瀨	氷上	林	針谷	遠藤
榮介	房次	實	正巳	正巳	虎夫	規矩	篤男	岩吉	克之	五郎	孝之	士郎
宮城	群馬	鹿兒嶋	大阪	東京	岐阜	山形	山形	山形	岡山	東京	東京	山形

京工	山口	保吉	山形	東農	山崎	永作	秋田
千醫	吉田	喜司	福嶋	千醫	吉田	禮藏	山形
理科乙類 (二十四人)							
東醫	阿部	謙涉	東京	東北醫	新井	定治	埼玉
東北醫	朝倉	久松	山形	千醫	馬場	貞治	千葉
東北醫	布施	正山	山形	千醫	石橋	俊	千葉
東醫	石井	基一	東京	新醫	上村	忠雄	新潟
東北醫	北川	芳夫	北海道	東醫	小林	彰	東京
京醫	小松	美彌太	山形	東北醫	中嶋	信一	富山
千醫	中村	徹	山形	東北醫	西村	寛	北海道
東醫	西野	重孝	山形	東北醫	齋藤	利喜衛	山形
慶應醫	櫻井	秀男	山形	東醫	佐々木	貞次郎	山形
東北醫	佐藤	權三郎	山形	東農	砂田	久雄	東京

東醫	高梨	萬太郎	山形
東農	立石	勘一	靜岡

東北醫	武田	健次郎	山形
東北醫	對馬	秀雄	青森

第二回 百六十三名

(大正十三年三月卒業)

文科甲類 (三十六人)

東經	東法	東法	東法	京法	東經	東文	東法	京文
三上壽一	丸嶋誠	松井清三	瞿曇學三	加藤八郎	石川豊治	堀井彦次郎	千葉二男	阿部六郎
山形	千葉	神奈川	石川	山形	神奈川	滋賀	宮城	山形
京法	東經	東文	京法	東經	東文	京法	東經	東經
箕輪騏之助	馬込信一	松浦健三	松本敬次郎	小林重男	柏倉俊三	星野清一	林孝崎	青木裕
神奈川	千葉	山形	福嶋	東京	山形	東京	東京	東京

文科乙類 (三十七人)

東經	京文	東法	法東	京法	京法	京法	京法	京法
戸澤正男	武田鐵五郎	末廣一郎	白津正	三部耕田	小川宮次	西田芳雄	守谷猛雄	安部順一郎
秋田	山形	北海道	宮城	山形	山形	大阪	北海道	千葉
京經	東經	東經	京法	東文	東法	東經	東經	東文
渡邊清吉	玉置篤男	高村潔	庄司策朗	齋藤俊一	大森達雄	野崎辰雄	森紀慶	阿部正直
山形	東京	東京	山形	東京	東京	福嶋	大阪	新瀨

東文	東經	東文	京法	東經	京法	東文	東文	東法	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文
細谷	石川	小嶋	增田	松澤	峰岸	大橋	佐藤	添野	高橋	武井	豐川	武右衛門	土田	義和	山形	山形	山形	山形	山形
恒夫	參太	保隆	正	太治郎	伊佐美	幹男	忠弘	武	慶造	弘道	武右衛門	義和	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	岩手	神奈川	栃木	山形	福島	岐阜	福島	栃木	山形	埼玉	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
東文	東文	東文	京法	東經	東文	東文	東文	京法	京法	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文	東文
石川	石坂	工藤	松尾	綠川	野崎	尾崎	關根	高橋	田畑	田中	豐野	渡邊	友次郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形
正雄	一	貞吉	良之助	亨	秀幸	健夫	貫治	春男	志良	於菟	俊六	友次郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	新潟	山形	兵庫	福島	福島	東京	山形	山形	山形	東京	東京	東京	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

東經	京法	新醫	京工	東農	東農	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工	京工
綿貫	橫松	相蘇	荒川	江口	匹田	池谷	石井	井上	金森	金森	金澤	小林	義和	山形	山形	山形	山形	山形	山形
浩	一七之丞	潔	利男	武夫	見司	治	一郎	勇	平	一平	禮助	良之助	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	栃木	山形	福島	山形	山形	静岡	千葉	秋田	山形	山形	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田
東經	京法	京工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工	東工
山崎	嵐田	土井	原	今村	乾	岩田	泉川	金井	木下	金井	木下	小林	友次郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形
巖	周男	武夫	於菟	五郎	久	貞夫	幸造	邦夫	哲男	邦夫	哲男	達郎	友次郎	山形	山形	山形	山形	山形	山形
山形	山形	山形	山口	滋賀	東京	山形	秋田	東京	福井	東京	福井	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形

理科甲類 (六十一人)

東理	東工	東工	東農	東工	東工	東工	京法	東農	東經	東理	東工	東北醫
重野	柴田	×佐藤	大谷	荻原	新山	內藤	中村	森	三浦	松川	北村	小林
久雄	賢吉	欽一	重男	三平	春雄	勝	三郎	直淳	一	久司	龍夫	武櫻
東京	山形	山形	山形	長野	山口	北海道	山形	山形	青森	山形	高知	秋田
東北醫	東農	千醫	京經	京法	京工	東北醫	東工	東北工	岡醫	東農	京經	東工
篠原	澁谷	妹尾	大内	小田	糠塚	野村	中川	中崎	牧野	松田	松本	黑山
勇	正健	銈作	寅士	寅二	英次郎	一	守之	正夫	博	善二郎	清	恒太
北海道	京都	秋田	山形	山形	秋田	青森	新潟	鳥取	岡山	岩手	栃木	東京

京醫	東醫	東北醫	京醫	京工	新醫	東北工	東北工	東工	東工	東北工	九農
金内	池田	本田	荒井	横松	山口	山口	渡邊	照井	竹嶋	高橋	篠崎
四郎	徹	清吉	作二	啓策	正志	政治	武三郎	隆三郎	健	金吾	六郎
山形	山形	山形	山形	栃木	山形	千葉	山形	秋田	東京	宮城	愛媛
東北醫	京醫	千醫	京醫	米國	東北醫	京工	東文	東工	東工	東北理	宗
葛西	神保	飯嶋	船山	依田	山口	渡邊	土谷	武田	高林	高林	泰一
直枝	清一郎	俊雄	純一	高義	可吉	光雄	彦次郎	九郎	一	學	福島
北海道	山形	埼玉	山形	東京	宮崎	岐阜	山形	山形	東京		

理科乙類 (二十九人)

理科甲類 (五十六人)

東工	阿部通金	山形	東工	會田長次郎	山形
東農	青柳克巳	秋田	東工	秋山兼良	神奈川
東北醫	荒木道彦	山形	東工	後藤俊二	山形
京經	平松弘	靜岡	京農	井上千代太郎	山形
東工	犬伏昌治	德島	東農	石川輝一	栃木
東工	柿崎武雄	山形	新醫	龜森三津英	山形
京經	龜山亨二	岐阜	東理	兼子勝	神奈川
東理	金子吉雄	東京	東農	木村重	茨城
東理	木村雄吉	秋田	東農	今野國太郎	山形
京文	高山岩男	山形	東農	工藤辰馬	山形
東農	前澤俊一	福島	京法	松澤惠一	山形
東北工	宮澤吉成	兵庫	東北工	森谷市治	山形
九醫	向笠潛	福岡	東北工	中川清	東京
東工	中村薰	神奈川	京工	菲澤長二郎	新潟
東工	大場龍男	山形	京文	大江恒治	秋田
東農	齋藤一雄	山形	東北醫	榊原喜八	愛知
東工	佐藤愛次	山梨	京文	佐藤幸治	山形
東文	澤渡貴彦	山形	東農	瀬戸一良	東京
京工	嶋田四郎	佐賀	千葉醫	高根兵惠	福岡
京工	高橋八郎	宮城	東北醫	寺岡晋一郎	東京
新潟醫	田崎彌太郎	山形	東農	渡邊泉	東京
新潟醫	鷺尾了諦	新潟			

新湯醫	栗原健二	新潟	東工	前田龍男	山形
東農	前澤俊一	福島	京法	松澤惠一	山形
東北工	宮澤吉成	兵庫	東北工	森谷市治	山形
九醫	向笠潛	福岡	東北工	中川清	東京
東工	中村薰	神奈川	京工	菲澤長二郎	新潟
東工	大場龍男	山形	京文	大江恒治	秋田
東農	齋藤一雄	山形	東北醫	榊原喜八	愛知
東工	佐藤愛次	山梨	京文	佐藤幸治	山形
東文	澤渡貴彦	山形	東農	瀬戸一良	東京
京工	嶋田四郎	佐賀	千葉醫	高根兵惠	福岡
京工	高橋八郎	宮城	東北醫	寺岡晋一郎	東京
新潟醫	田崎彌太郎	山形	東農	渡邊泉	東京
新潟醫	鷺尾了諦	新潟			

東文 理	東醫 尾關	東文 小本	東北醫 中村	京醫 宮川	東北醫 石川	東北醫 本田	京文 富士	京文 青柳	新湯醫 米地	東工 山形	金澤醫 渡邊
高橋	彌一	會公	晴一	敬一	英一	喜一	田英	司郎	憲二	昌治	四郎
泰山	山形	愛知	新潟	岩手	山形	福島	山形	新潟	山形	神奈川	秋田
東農	武田	東北醫 小澤	東北醫 西本	東醫 長沼	千葉醫 鹿嶋	本莊	東醫 藤田	東醫 遠藤	京工 吉田	京工 山縣	千葉醫 八木
直見	八四	英作	源一	潤次	宗逸	清	宇三	卓夫	吉雄	敏夫	澤光
福島	二分	山形	和歌山	山形	千葉	岐阜	東京	山形	東京	北海道	福岡

理科乙類 (二十五人)

金澤醫 林國彦	岡山醫 吉田六郎	新湯醫 渡部金太郎	東北醫 寺嶋尙俊
臺灣	奈良	山形	東京
東北醫 吉田	京文 山口	京醫 和田	京醫 和
真一	龍夫	淳	茨城
福井	山形		

○敷地及建物

(大正十四年九月一日現在)

山形高等學校ノ敷地ハ山形縣南村山郡東澤村大字小白川ニテ其ノ面積
二萬五坪八合九勺ナリ之レニ建設セル建物ノ總坪數ハ三千二百七十六
坪七合(内二階建坪九百三十四坪七合)ナリ

附 錄

○校友會規則

- 第一條 本會ハ山形高等學校々友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ山形高等學校職員生徒全部ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ會員ノ親睦ヲ厚ウシ心身ノ修養ヲ圖リ校風ヲ振作スル
コトヲ以テ目的トス
- 第四條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 特別會員 本校職員
 - 通常會員 本校生徒
- 第五條 本會ニ左ノ諸部ヲ設ク
 - 總務部 總務部ハ本會各部ノ庶務並ニ會計ヲ統ヘ且各部ニ專屬セサル事業ヲ擔當ス

會誌部、辯論部、劍道部、柔道部、弓道部、野球部、庭球部、雪艇部、競技部、山岳部

第六條 本會々費ハ左ノ通りトス

特別會員 毎年相當ノ金額ヲ支出ス

通常會員 會費毎學年金拾壹圓 入會金貳圓

通常會員ノ會費ハ每學年ノ始メ入會金ハ入會ノ際一學期授業料ト共

ニ納付スルモノトス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 本校々長ヲ推ス

副會長 一名 特別會員中ニ就キ會長之ヲ委囑ス

理事 二名 同上

部長 各一名宛部 同上 但シ總務部長ハ副會長之ヲ兼スルモノトス

副部長 若干名 同上

事務員 若干名 同上

委員 各千名部 通常會員ノ互選ニ依ル候補者中ニ就キ會長之ヲ任

命ス

級總代 各一名宛組 各級正級長之ニ當ル但シ級總代ハ委員ヲ兼スルコ

トヲ得ス

第八條 本會役員ノ任務左ノ如シ

會長 本會々務ヲ統轄ス

副會長 會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ルモノトス

理事 總務部ノ事務ヲ處理シ豫算ノ査定及決算ノ監査ノ任ニ當ル

部長 其ノ部ノ事務ヲ監督ス

事務員 本會ノ庶務會計ノ事務ニ従事ス

委員 其ノ部ノ事務ヲ擔當ス

級總代 其ノ級ヲ代表シ總會ニ出席スルモノトス

第九條 總會ハ會長之ヲ召集ス

總會ニ於テ決議權ヲ有スル者ハ各部委員各二名及級總代トス
 總會ニ於ケル決議事項ハ會長ノ許可ヲ得テ效力ヲ生スルモノトス
 第十條 各部委員ハ毎年二月之ヲ改選シ其ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス
 新入會員ハ第一學期ノ終ニ於テ委員ヲ選舉スルモノトス
 第十一條 各部委員ハ委員總代文科理科各一名ヲ互選スヘシ
 第十二條 豫算ハ毎年二月各部ヨリ提出セル支出明細書ニ付理事委員總代及生徒總代之ヲ調製シ會長之ヲ定ムルモノトス
 第十三條 各部ノ規則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クヘキモノトス

附則

本規則ノ變更ハ總會ニ於テ決議權ヲ有スル者ノ總數ノ三分ノ二以上ノ同意ニヨリ會長之ヲ決定ス

○校友會役員表

(大正十四年九月現在)

會長 三輪 田輪 三
 副會長 田中 三四郎

部		會										部	
部長		野村 岳陽										部長	
委		三年		二年		一年		三年		二年		委	
文乙	理甲 ₂	文甲	理甲 ₂	文甲	理甲 ₂	文乙	理甲 ₂	文甲	理甲 ₂	文乙	理甲 ₂	文甲	理甲 ₂
龜井勝一郎	島村秋雄	古澤久次郎	松本平八郎	足立文治	阿部 襄	阪本越郎	神保光太郎	及川清人	及川四郎	及川清人	及川清人	齋藤文藏	齋藤文藏
部		野										部	
部長		嶋村 盛助										部長	
委		三年		二年		一年		三年		二年		委	
文甲	理乙	文乙	理甲 ₁	文甲	文乙	文乙	理甲 ₂	文乙	理甲 ₂	文乙	理甲 ₂	文甲	理甲 ₂
齋藤辰男	大沼成之	鈴木健次郎	橋本卷藏	實相寺崇文	半澤宏吉	小宮彌七	並木 裕	伊東恒太郎	興津重武	伊東恒太郎	興津重武	齋藤辰男	齋藤辰男

道			
今井一郎			
一年	二年		
理乙	理乙	理甲1	文甲
渡部 穆	渡邊 喜市	佐々木 次夫	内藤 庸男
岳			
安齋 徹			
一年	二年		
理甲2	文乙	理甲1	文甲
三浦 博雅	田中 時雨	三澤 元	内田 勤

弓	劍						柔			論					
	平澤東貫						佐藤直丸								
三年	一年	二年	三年			一年	二年	三年	一年						
理乙	文甲	理乙	理甲2	理乙	理甲1	理乙	文甲	理乙	文乙	文乙	文甲				
若松 兼助	石塚 勝雄	三浦 光	竹田 幸雄	志水 勝次	吉田 英則	國岡 辰男	舟田 清一郎	加藤 孝	野々村 暎	高橋 二朗	新妻 正男	岡田 藤助	齋藤 清次郎	山口 弘三	山田 繁男
山	技 競						艇 雪			球					
	岡部美三三						勝川全道								
三年	一年	二年	三年			一年	二年	三年	一年						
理乙	文甲	理甲1	文甲	理甲1	文乙	理乙	理甲1	理乙	文甲	文乙	文甲	理乙	文甲	理甲1	文甲
吉尾 一雨	熊野 可成	齋藤 雄	高木 正征	鞍貫 源八郎	染谷 健郎	鈴木 武	東 秀雄	渡利 文夫	池野 茂雄	神岡 文雄	栃内 千里	水嶋 輝文	新納 太郎	篠原 良一	中村 常次郎

大正十四年十月一日印刷
大正十四年十月五日發行

〔非賣品〕

山形高等學校

〔電話四七九番
四八〇番〕

印刷者 山形市旅籠町五四六番地
坂部 藤太郎

印刷所 山形市旅籠町五四六番地
坂部 活版所

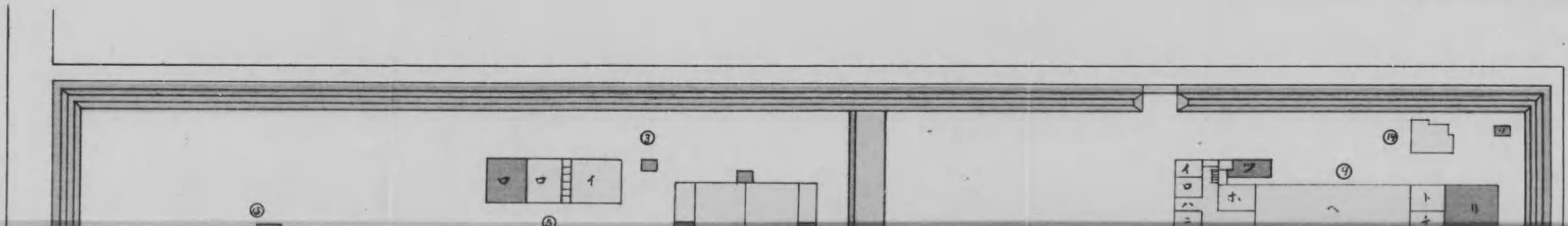
電話 五十七番
振替東京二九八九〇番

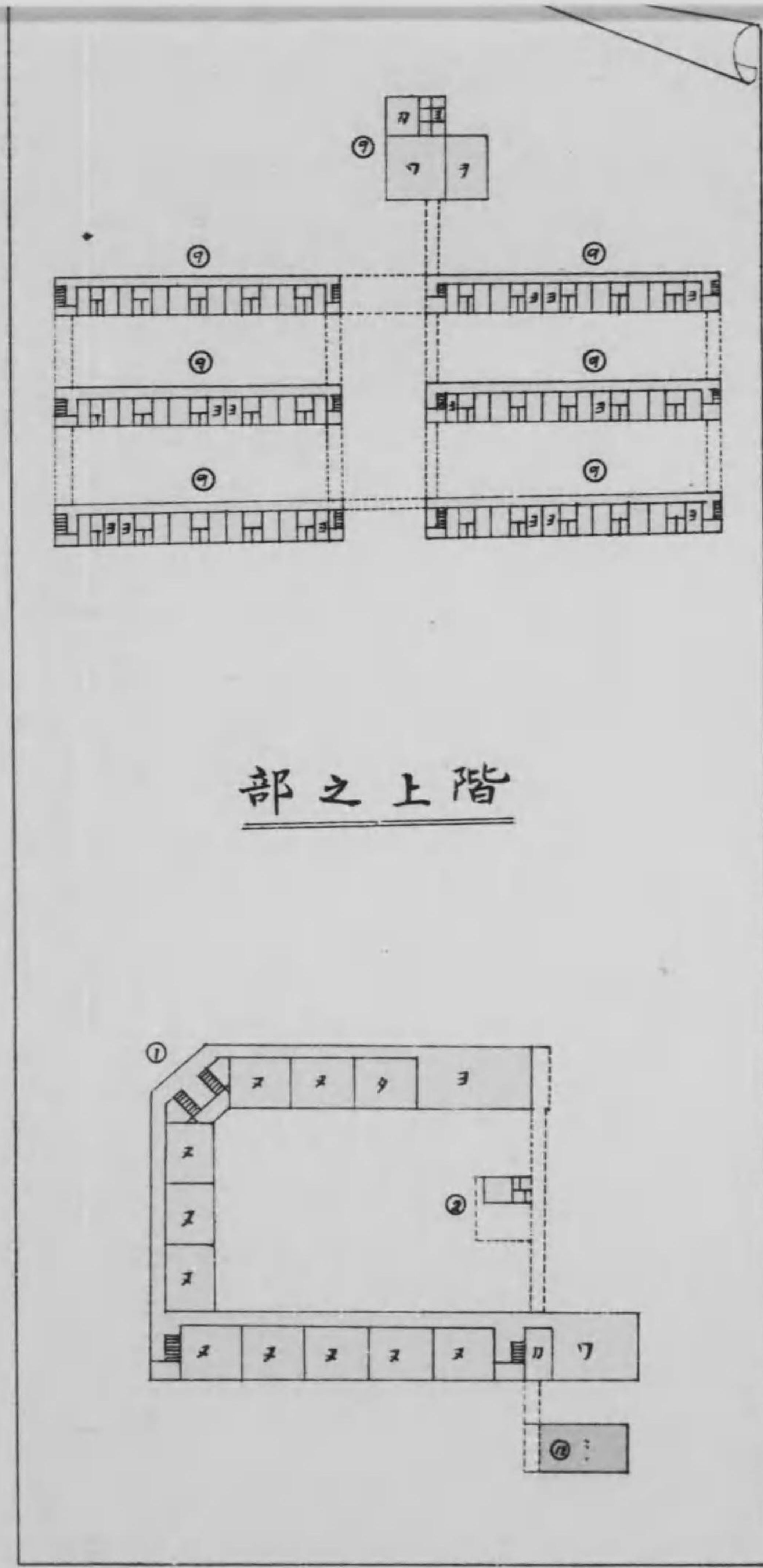
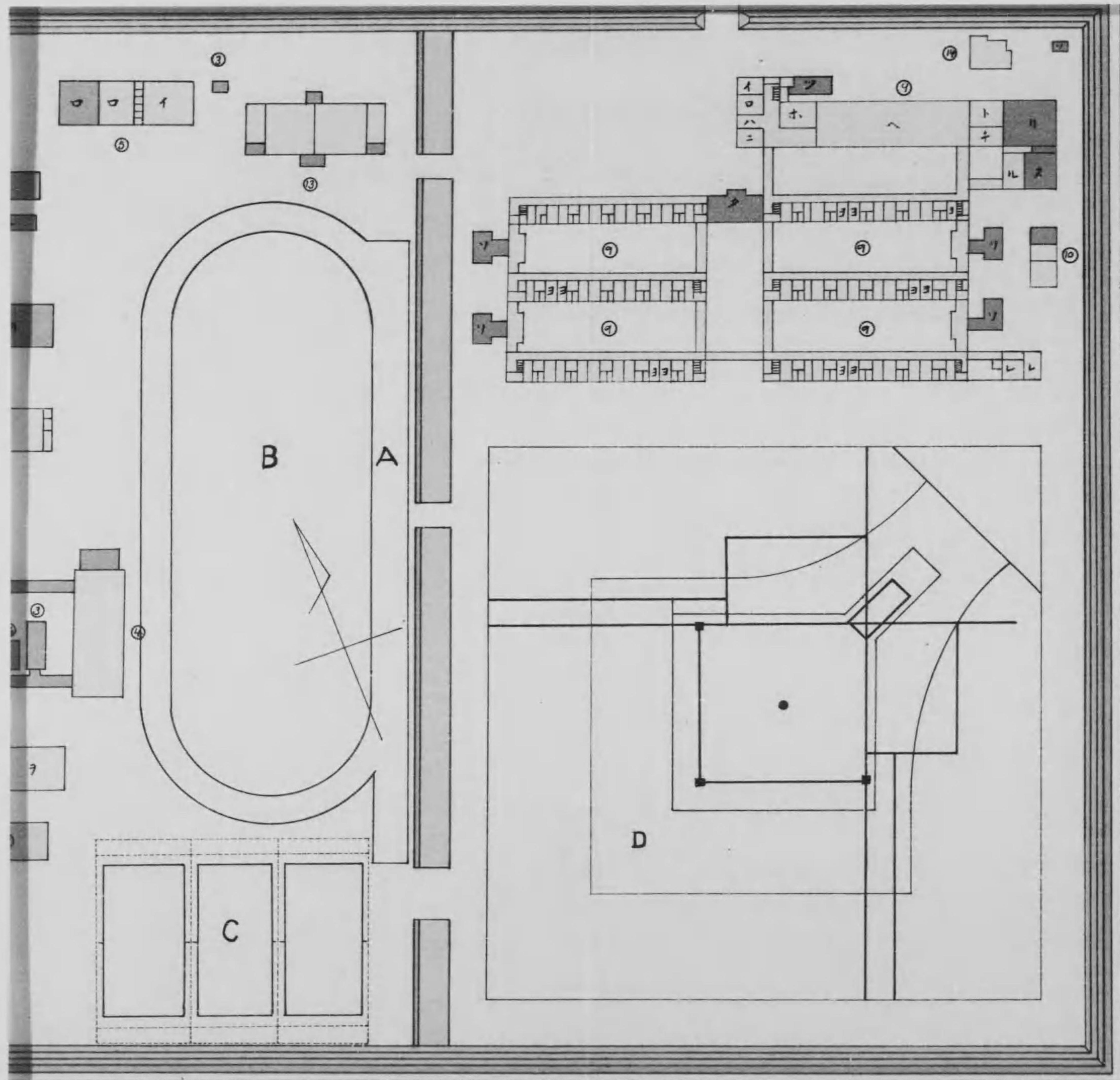
山形高等學校建校物略圖

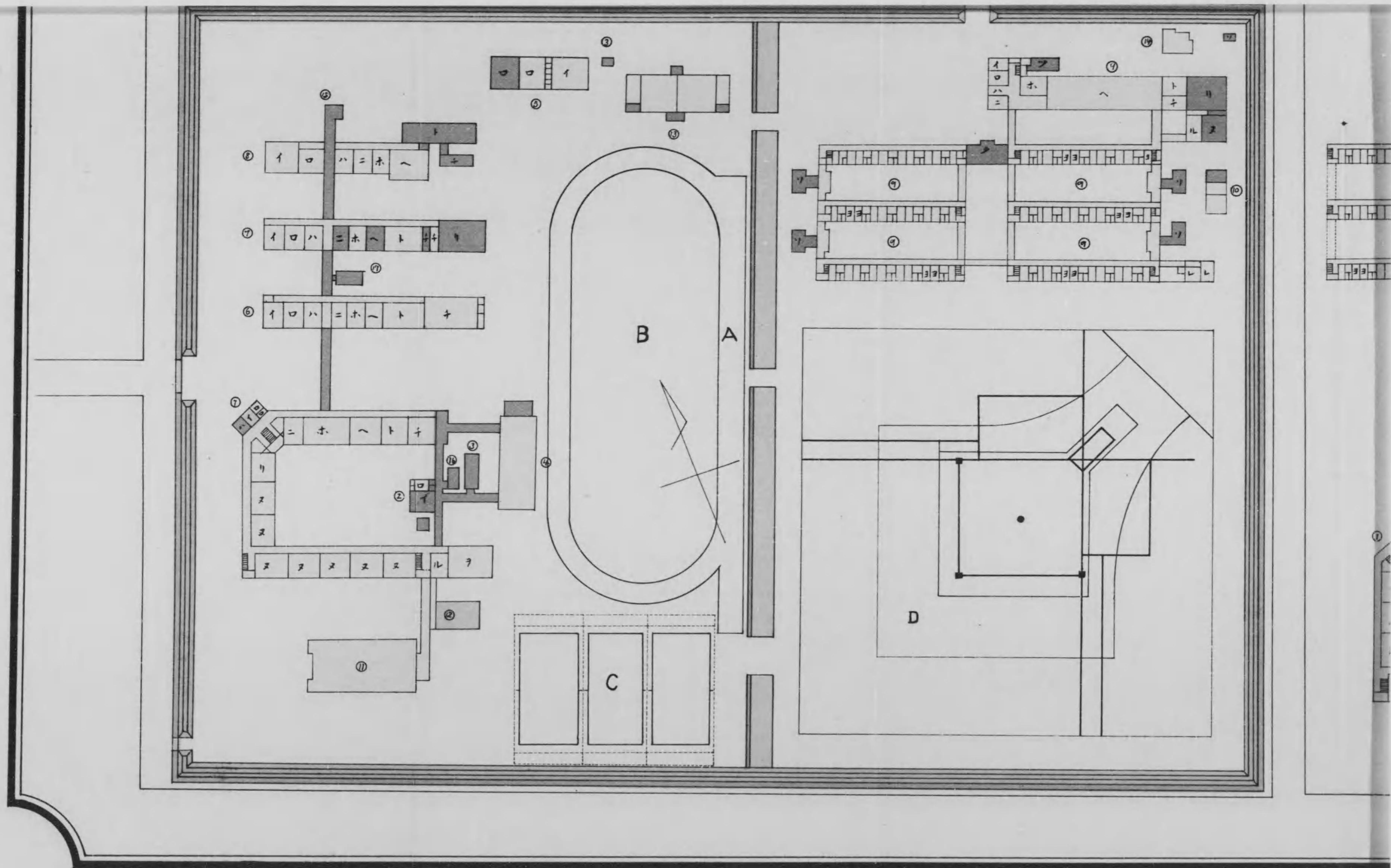
縮尺二十百分之一

D	C	B	A			■	■	■	□	瓦
グラウンド	テニスコート	フィールド	トラック	道	河	コンクリート叩キ	土	煉瓦建及石疊	床板張り	例

7		6		5	4	3	2	1
室教別特二第		室教別特一第						
ホ	ニ	ハ	ロ	イ	ニ	ハ	ロ	イ
第一準備室	第三機械室	第二機械室	教官室	第一機械室	天秤室	第二機械室	教官室	第一機械室
	リ	チ	ト	ヘ	チ	ト	ヘ	ホ
	実験室	暗室	講義室	第二準備室	実験室	講義室	第二準備室	第一準備室
17	16	15	14	13	12	11	10	9
畜電池室	木炭置小屋	便所	舎監官宅	柔剣道場	書庫	講堂	物置	舎
								又浴
								リ炊事場
								チ炊夫室
								ト配膳室
								ヘ食堂
								ツ調理室
								リ便所
								レ病室
								下出入口及足室







283
別庫
32

418

終

